

みえ森と緑の県民税条例の施行状況検討の論点

目次

論点 1 : みえ森と緑の県民税制度の継続	1
論点 2 : 2つの基本方針に伴う5つの対策	2
論点 3 : 事業実施の3原則と新たな取組の実施	3
論点 4 : 税額・税率、配分と必要経費、国の森林環境税（仮称）との関係	4

みえ森と緑の県民税の見直しにかかる論点

1	みえ森と緑の県民税制度の継続
論点	<p>平成 26 年 4 月にみえ森と緑の県民税が導入されてから、平成 30 年度末をもって 5 年が経過するが、平成 31 年度以降も制度を継続するのか。</p>
背景と課題など	<p>【税導入の経緯】 「森林づくりに関する税検討委員会」からの答申を受け、森林を取り巻く新たな行政課題に対応するために、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」の 2 つの基本方針に関する施策を進めるため、平成 26 年度より「みえ森と緑の県民税」を導入しました。</p> <p>【これまでの実施状況】 2 つの基本方針に沿った事業を、県と市町で役割分担のうえ実施しています。また、毎年度「みえ森と緑の県民税評価委員会」において、事業内容や成果について評価を行い、その結果を公表してきたところであり、実施した事業については「継続が妥当」と評価されています。</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害に強い森林づくり」は、県民や市町、関係団体から継続を求める声があります。 ・高齢化や担い手不足により、これまで以上に地域の身近な森林整備が困難となってきています。 ・「県民全体で森林を支える社会づくり」は、税の認知度が低いことを考慮すると、十分浸透したとは言い難いことから、取組を通じたより一層の県民の意識醸成を図っていく必要があります。 ・県財政はより一層厳しさを増しており、経常収支比率は税導入検討時より悪化(平成 22 年度 91.0%から平成 27 年度 97.9%)し、県予算における投資的経費は、1,092 億円(平成 25 年度当初)から 950 億円(平成 29 年度当初)となっています。
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・市町、関係団体および県民ワークショップから、継続は妥当との意見がある。 ・国が導入を検討している「森林環境税(仮称)」との整理を行う必要がある。

みえ森と緑の県民税の見直しにかかる論点

2	2つの基本方針に伴う5つの対策
論点	2つの基本方針とそれに伴う5つの対策について、どう考えるのか。
背景と課題	<p>【2つの基本方針】</p> <p>山崩れや洪水など災害発生リスクを軽減するような新たな森林整備を進める施策と、そのような森林づくりを県民全体で支える社会をつくるための施策が必要と考え、これらを2つの基本方針（基本方針1：災害に強い森林づくり、基本方針2：県民全体で森林を支える社会づくり）として整理しています。</p> <p>【5つの対策】</p> <p>2つの基本方針に基づき、基本方針1「災害に強い森林づくり」の対策として、対策①「土砂や流木を出さない森林づくり」を県が主に実施し、対策②「暮らしに身近な森林づくり」を市町が実施しています。</p> <p>また、基本方針2「県民全体で森林を支える社会づくり」の対策として、対策③「森を育む人づくり」を県と市町が実施し、対策④「木の薫る空間づくり」、対策⑤「地域の身近な水や緑の環境づくり」を市町が実施しています。</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対策の名称について、県民に対し、事業の目的や意図が明確に伝わるよう、表現を検討する必要があります。 ・ 現在の制度では、県と市町の役割が事業にも規定されているため、税の用途や、税を活用した事業を拡充する場合、改めて県と市町の役割を検討する必要があります。 ・ 対策と事業の関係が、対策の基本的な考え方と合致し、県民に対しわかりやすいものかどうか、整理する必要があります。 ・ 事業の範囲拡大に伴い、役割分担との整合を確保する必要があります。
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策の名称と事業内容の関連で、誤解を招く恐れがある。 ・ 市町、関係団体より、2つの基本方針及び5つの対策は妥当との意見がある。

みえ森と緑の県民税の見直しにかかる論点

3	事業実施の3原則と新たな取組の実施
論点	<p>市町交付金事業実施の3原則</p> <p>【原則1】既存事業の財源に巻き替えること無く、新たな森林対策として実施する新規又はこれに準ずる取組であること。</p> <p>【原則2】「2つの基本方針と5つの対策」に沿った内容であること。</p> <p>【原則3】産業振興を目的としたものでないこと。</p> <p>をどう考えるのか。また、県民ニーズの把握や事業の検証結果等から、新たな取組を行う必要はないのか。</p>
背景と課題	<p>【市町交付金事業実施の3原則について】</p> <p>「森林づくりに関する税検討委員会」からの答申において「新たな行政需要に基づく施策の展開」のために税の導入を図ったことから、税の趣旨に沿った事業に活用することを意図して、3原則が設けられました。</p> <p>原則1については、既存事業には従来からの補助などを活用すべきであること、原則2については、税の趣旨に沿った取組に活用すべきであること、原則3については、林業振興そのものへの税の活用は税の趣旨にそぐわないことから、定めたものです。また、県事業においてもこの3原則を順守しています。</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税検討時や導入時からの社会情勢の変化を踏まえ、税の趣旨に合致かつ県民ニーズに応える事業にも取り組んでいく必要があります。 ・産業振興の解釈に幅があるため、市町における創意工夫のある事業構築に支障をきたしていることから、その意図を明確に示す必要があります。
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・市町の実態に応じた、多様な事業展開が可能となるよう、原則1と原則3の見直しを求める。 ・市町、関係団体より、原則2は妥当であるとの意見がある。 ・災害に強い森林づくりの継続、対象箇所の拡大を求める。 ・森林整備の促進には、担い手の存在が不可欠である。 ・災害に強い森林づくりと木材利用は密接に関連しており、その周知を図る必要がある。

みえ森と緑の県民税の見直しにかかる論点

4	税額・税率、配分と必要経費、国の森林環境税（仮称）との関係
論点	税額・税率、年度ごと及び県と市町の税の配分、5年間の必要経費について、どう考えるのか。また、国が導入を検討している「森林環境税（仮称）」との関係をどのように整理するのか。
背景と課題	<p>【税額と税率】 個人が1人1,000円、法人が2,000～80,000円（県民税均等割の10%）となっており、県民の負担感を軽減すること、必要となる経費、県民税全体に占める個人と法人の税収割合の保持、他県の実施状況等を総合的に考慮し決定しています。</p> <p>【税の配分】 災害に強い森林を早急に実現する必要があることから、初期は基本方針1を重点的に実施し、概ね県：市町が6：4、後期は基本方針2を充実することとし、割合を4：6とし、5年間の総額で5：5となります。</p> <p>【必要な経費】 5年間の対策実施に必要となる経費を50.5億円としています。</p> <p>【「森林環境税（仮称）」の検討状況】 国では、新たな税制度について検討を行っており、「森林環境税（仮称）」の用途として、新たな森林管理システムの構築や、条件不利な森林における間伐等の実施およびこれに伴う境界画定や間伐に必要な作業道整備等を見込んでいるところです。</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度ごとの配分額の変動が、計画立案や実施体制構築を難しくしています。 ・役割分担や実施体制等を考慮し、配分を検討する必要があります。 ・県と市町で必要となる経費は、改めて算出する必要があります。
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・「森林環境税（仮称）」との整理を行う必要がある。 ・「森林環境税（仮称）」導入までの間、県税の増額を考慮するよう求める。 ・年度ごとの配分額が大きく変動することは望ましくない。 ・県と市町の配分は、いずれか一方を厚めに配分するよう求める。

番号	区分	委員の発言内容
1	論点3:事業実施の3原則と新たな取組の実施	2つの基本方針と5つの対策の想定事業案として、前向きな取組を明記された部分を評価する。
2	論点4:税額・税率、配分と必要経費、国の森林環境税(仮称)との関係	森林環境譲与税(仮称)の用途には災害への対応がないようなので、この部分にみえ森と緑の県民税が柔軟に対応できると良い。年度途中で発生した災害に市町も柔軟に対応できると良いと思う。
3		県内の企業がどれくらい森林に関わっているのかということや、学校教育において森林環境教育・木育がどれくらい実施されているのかなど、新しい施策を展開していくうえで、実態を把握してほしい。
4	全体について	農福連携にみられるような林業と他分野との連携や、学校教育分野と林業分野の連携に県が率先して注力してほしい。また、森林の価値を高めていくような、林業以外の活用のモデルを構築していければ良いと思う。
5		小さい頃からの森林環境教育・木育(学校がやるべきこと)と、林業が魅力ある仕事になること(林業へのチャレンジ)、大人の意識改革(社会全体へのチャレンジ)が必要だと思う。次期5年も継続して事業を実施できるというメリットを活かし、小中学校で段階的な森林環境教育・木育を進めていく取組が行われると良い。
6		みえ森づくりサポートセンターの取組は、コーディネート機能や幅広い研修など評価できる取組であり、今後さらに内容を充実させ、人員体制を強化していくことが良いと思う。
7		税を活用した教育活動は重要だと思うが、根本は、森林整備が進むことであるので、そのためにも林業従事者の育成や待遇改善が求められている。
8		林業振興の視点として、木材価格と獣害対策の2点があると思う。獣害対策は「想定事業案」にも挙げられており、進みだしたと捉えている。木材価格に対して、税で取り組むことはできないと思っているが、仮に全国的な動きとして税金を充てて森林整備を行い、その搬出木材が大量に市場に流通することは、供給量が需要量を上回り木材価格を下げることに繋がり得るという観点を持つ必要があると思う。
9		みえ森と緑の県民税基金事業で森林に関わる全てのことに取り組もうとするのではなく、三重の森林づくり基本計画に照らして、足りていない部分を基金事業で取り組んでいくことが見られると、発展的な議論ができると思う。
10		市町単位で県民税と国税の事業の取組を一体的に評価できるよう検討してはどうか。
11	総括	論点1「みえ森と緑の県民税制度の継続」については、継続するという方向で中間案を取りまとめる。 論点2「2つの基本方針に伴う5つの対策」については、中間案のとおりとする。 論点3「事業実施の3原則と新たな取組の実施」については、中間案のとおりとする。 論点4「税額・税率、配分と必要経費、国の森林環境税(仮称)との関係」については、税額・税率及び国の森林環境税(仮称)との関係、必要経費については中間案のとおり、県と市町の配分については引き続き検討することとする。 なお、この中間案についてパブリックコメントをとり、最終案の検討をすることとする。

注) 第1回評価委員会での議論の中で、施行状況の検討について論点となった主なご意見を抜粋して整理しています。

森林環境税（仮称）等の状況

第 196 回国会における森林環境税（仮称）に関する主な質疑・・・1

第 196 回国会における森林環境税（仮称）に関する主な質疑

<p>創設の趣旨</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ パリ協定の枠組みのもとでの我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、 ○ 森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、 ○ 今国会で成立した森林経営管理法を踏まえ、創設
<p>用途</p>	<p>国民一人一人が等しく負担を分かち合って国民皆で森林を支える仕組として、都市部の住民を含めた国民全体の理解を得る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>市町村・・・間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」</p> <p>都道府県・・・「森林整備等を実施する市町村の支援等に関する費用」</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基本的考え方 <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>地域の実情に応じて法令に定める予定の範囲</u>（「森林整備及びその促進に関する費用」の範囲）で事業を幅広く弾力的に実施できるもの。 ・ 地方譲与税なので、国として用途の詳細な範囲で示すことは馴染まない。市町村等が検討する上で参考となる事例等の紹介を通じて地方団体に助言。 ○ 上記用途の範囲の中で、個別の用途に関して言及したもの <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村が行う森林の公的な管理や新たな森林管理システムの円滑な実施。 ・ 境界の確定 ・ 公有林の整備 ・ 都市と山村の連携による森林整備 ・ 森林環境教育 など </div>
<p>既存の施策との関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 森林吸収源対策等の目標の達成のため、<u>国の予算事業と森林環境税による双方の取組により森林整備を一層推進。</u>
<p>府県の超過課税との関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 森林環境税（仮称）の課税は、国民負担等を考慮し平成 36 年度からとなるが、この間に、各府県等が実施しているすべての超過課税が、その期限又は見直し時期を迎えることになるので、関係府県においては、森林環境税（仮称）を前提とした自らの超過課税のあり方を御議論いただきたい。 ○ 森林環境税と府県の超過課税がそれぞれの役割分担のもとで効果的に活用されるよう、情報提供や意見交換。
<p><参考> 森林整備等に関する市町村の体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域林政アドバイザー制度の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県職員○B、林野庁職員○Bの参画 ○ 近隣市町村との連携による事業実施 ○ 市町村職員を対象とした研修 ○ 施策の重要性や体制の構築について市町村長への説明 ○ 都道府県による事務の代替執行

みえ森と緑の県民税(制度中間案)に対する意見と対応

みえ森と緑の県民税(制度中間案)に対する県議会の意見と対応・・・・・・・・・・1

みえ森と緑の県民税(制度中間案)に対する意見募集結果と対応・・・・・・・・・・3

みえ森と緑の県民税(制度中間案)に対する市町意見と対応・・・・・・・・・・39

みえ森と緑の県民税（制度中間案）に対する県議会の意見と対応状況

1 意見聴取日

環境生活農林水産常任委員会

平成30年5月24日（木）

平成30年6月21日（木）

2 意見の内容

発言者	内容	対応
今井 智広議員	危険木の除去に取り組んでいる市町とそうでない市町がある。 県民の安全・安心のため、県民税を活用したこのような取組を推進してほしい。	危険木の除去は、市町交付金によって市町等が事業主体として実施しているものであり、今後も地域の実情に応じ、市町が取り組む事業と考えています。 いただいたご意見については、市町の担当部署に伝達いたします。

みえ森と緑の県民税（制度中間案）に対する意見募集結果と対応状況

1 意見募集期間

平成30年5月1日（火）～平成30年5月30日（水）

2 周知方法

- (1) 県政記者クラブへの資料提供
- (2) 三重県ホームページ（三重県、みんなで支える三重の森林づくり、三重の情報公開）への掲載
- (3) フェイスブックページ「みんなで支える森林づくり・三重」への掲載
- (4) みどり共生推進課及び三重県情報公開・個人情報総合窓口での配布

3 意見募集の結果

(1) 意見提出の方法

郵送	ファクシミリ	電子メール	合計
0	32	55	87

(2) 項目別延べ意見数（意見件数）

項目	意見数
2. みえ森と緑の県民税制度の継続	2
4. 国が創設する「森林環境譲与税（仮称）」との関係	4
5. 平成31～35年度の制度に関する基本的な考え方	1
6. 「みえ森と緑の県民税」を活用した施策	
(1) 主な事業	
基本方針①「災害に強い森林づくり」	11
対策①「土砂や流木による被害を出さない森林づくり」	25
対策②「暮らしに身近な森林づくり」	15
基本方針②「県民全体で森林を支える社会づくり」	6
対策③「森を育む人づくり」	47
対策④「木の薫る空間づくり」	10
対策⑤「地域の身近な水や緑の環境づくり」	3
(2) 必要となる経費	1
(3) 地域の実情に応じて実施する対策への支援	
①市町交付金制度	3
7. 「みえ森と緑の県民税」のしくみ	

税収規模	1
評価制度	4
全般	17
合計	150

4 意見に対する対応

(1) 対応状況

項目	意見数
①文章の修正、記述の追加等により反映するもの	34
②既に計画に反映しているもの	31
③今後の施策や事業の実施において参考とするもの	38
④何らかの理由で反映することが難しいもの	21
⑤その他（質問、感想、個別事案、他制度への意見等）	21
合計	145

※意見件数との合計数の不一致は、複数の項目にまたがるご意見があるためです。

(2) 意見の概要

【土砂や流木による被害を出さない森林づくりについて】 30名

- ・崩壊土砂危険地区以外に対象エリアを拡大してほしい（11名）
- ・溪流沿いだけでなく流域を捉えて面的に森林整備してほしい（6名）
- ・境界明確化を進めてほしい（5名）

【暮らしに身近な森林づくりについて】 15名

- ・水源林を整備してほしい（7名）
- ・人家裏、生活道路沿いの危険木伐採を継続してほしい、基準を明確にして拡大してほしい、専門家の意見を聞いて慎重に整備してほしい（9名）
- ・公有林化に賛成する（1名）

【森を育む人づくりについて】 35名

- ・幼児期の森林環境教育の位置づけを明確にして、野外体験保育（フィールド整備、指導者養成、運営支援）を進めてほしい（25名）
- ・森林環境育・木育にさらに力を入れて（指導者を養成して）ほしい（6名）
- ・人材育成に力を入れることは良い、安全対策の拡充をしてほしい（2名）
- ・全国植樹祭を開催してほしい（1名）

【木の薫る空間づくりについて】 10名

- ・木造、木質化を進めてほしい（5名）

- ・老朽化した施設等を修繕、更新してほしい（2名）
- 【地域に身近な水や緑の環境づくりについて】2名
- ・過去に整備した生活環境保全林などをリニューアルして活用してほしい（1名）
- ・熊野古道沿いの森林を整備してほしい（1名）
- 【市町交付金事業について】6名
- ・市町が住民等の意見を聞いて実施するような制度にしてほしい（3名）
- ・市町によって温度差や受ける恩恵に差があるように思う（3名）
- 【評価委員の選任について】4名
- ・林業関係者の割合を増やしてほしい（4名）
- 【森林環境譲与税との関連について】3名
- ・国税と県民税の用途を分かりやすく定義してほしい（3名）
- 【その他】17名
- ・もっと県民にPRしてほしい
- ・みえ森と緑の県民税を継続してほしい
- ・林道の維持管理をしてほしい
- ・事業数を少なくして集中投資してほしい
- ・税収規模を大きく（特に法人）してはどうか
- ・これまでの成果や今後どこを進化させていくのかがわかりにくい

（3）意見とその対応

別紙「意見とその対応」を参照願います。

みえ森と緑の県民税(制度中間案) 意見とその対応

番号	該当箇所	ご意見	対応	ご意見に対する考え方
1	2. みえ森と緑の県民税制度の継続	大変良い制度だと思います。都市部にお住まいの大多数の住民の方の理解を得られるようすることは、大変だと思いますが今後も制度が存続されるようよろしくお願いいたします。	①反映するもの	都市部をはじめとして、事業成果や事業効果がより多くの県民に伝わるよう、様々な手法を活用したPRIに取り組んでいくこととします。
2	2. みえ森と緑の県民税制度の継続	県民を災害から守る風水害等に強い森林づくり、ぬくもりなど人にやさしい木を使う県民の快適な生活習慣づくりのため、是非とも「みえ森と緑の県民税」の継続を強く望みます。	⑤その他	今後も継続して「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」に沿った対策を実施していきたいと考えています。
3	2. みえ森と緑の県民税制度の継続	「広がる」「機会が増加」「十分浸透する」ということを何で計るのか。事業数が多いこととそれらとの因果を単純にイコールでつなぐことはできない。	⑤その他	県民税を導入することによって、特に市町において、これまで取り組まれていなかった事業が行われたことによって輪が広がり、機会が増加していると考えています。 一方、県民へのアンケート等から、県民税の認知度は3割にとどまっており、取組の一層の周知を図ることで、県民への浸透を図っていくことは重要と考えています。
4	2. みえ森と緑の県民税制度の継続	課題として再三、人材育成や様々な周知の必要性が繰り返されているがそれは県の仕事ではない。 市町村森林整備計画がマスタープランなのだから、市町交付金制度という財源をしっかりと送り込んだうえで、市町がしっかりやっていくべきである。市町にアイデアが無くまだ経験と知識・技術が未熟であるとすれば、それらをフォローすることこそ県のフォロースターや普及員、施設等の役割である。 また市町は、市町の職員が課題やアイデアを出すのではなく、住民側から出てくる意見、課題を尊重して事業が決まってくる仕組みからつくるべきである。住民に関心がないなら、ステイクホルダー、関係者以外を排除せず「意識高い系」住民を軸に意識の醸成から始めていくべきである。 それくらい本腰を据えてかからないと税が無駄となるし、真の「醸成」も「育成」も「浸透」も、そしてやって良かったというような「成果」もない。 今のところの事業は思想・哲学や目標・指針がなく、長期的視野や必然的連続性もなく、単発、一時的なイベントが多すぎる。	③実施にあたって参考とするもの	県民税を活用していく上で、県と市町の役割分担を決めており、県は事業の実施による効果が広範囲にもたらされる対策や、県が実施することで効率化が図られる対策を担う。また、市町における事業構築に対する支援を行うこととし、市町は地域の実情に応じたきめ細かな対策や、住民との直接的な関係が見込まれる身近な対策を担うこととしています。県としては、今後も、これまで以上に市町に積極的に事業構築を行う上でアドバイスを実施する予定です。 市町においては、それぞれの地域の実情に応じた、課題解決を図るための創意工夫がみられる取組を行っているところであり、これまでですべての事業の総合評価が「継続が妥当である」とされているところです。 市町における予算の執行に当たっては、議会での議決を経て行われているものであり、また、市政、町政への提案窓口から、ご意見、ご要望の受付を行っていただいているものと考えています。 また、県では、「三重の森林づくり基本計画」の改定を進めており、県民税を活用した事業についても基本計画に位置づけるよう検討しています。 なお、いただいたご意見については、市町の担当部署に伝達いたします。
5	国が創設する「森林環境譲与税(仮称)」との関係	国の環境税と森と緑の県民税は用途が不明確である。国税は条件不利な森林を面的整備し、公益的な機能を発揮できるよう誘導していく。県税は災害に強い森林に誘導していく。と定義されていると思うが、一般県民も市町職員もその定義をどこまで理解しているのか？疑問がある。今後、もう少し分かりやすく定義していけないものか。	③実施にあたって参考とするもの	森林環境譲与税(仮称)と県民税の目的が異なることについては、県民への丁寧な説明を行っていく予定です。 また、市町の職員を対象に、県民税と森林環境譲与税(仮称)を、地域の課題解決のために有効に活用できるよう、継続して支援する予定です。 森林環境譲与税は、森林整備を進めるための様々な課題に対応し、森林の適切な管理を推進するための財源として措置されるものであり、このような趣旨に則った使い方がされるよう、県としてのガイドラインを作成することを検討しています。

番号	該当箇所	ご意見	対応	ご意見に対する考え方
6	4. 国が創設する「森林環境譲与税(仮称)」との関係	市町における県税と国税の活用については、一体で実施できるようにするか、明確に役割分担するのか、その指針をはっきりと市町に指導していただきたい。	③実施にあたって参考とするもの	市町の職員を対象に、県民税と森林環境譲与税(仮称)を、その目的に応じ、地域の課題解決のために有効に活用できるよう、継続して支援する予定です。基本的には、同一の事業において、県民税と森林環境譲与税(仮称)を混在させることは考えていません。 森林環境譲与税は、森林整備を進めるための様々な課題に対応し、森林の適切な管理を推進するための財源として地方に直接措置されるものであり、このような趣旨に則った使い方がされるよう、県としてのガイドラインを作成することを検討しています。
7	4. 国が創設する「森林環境譲与税(仮称)」との関係	市町においては県税と国税が交付され事業の執行について相当の混乱が予想されます。市町の森林・林業分野における体制強化についてご指導いただきたい。	②既に反映しているもの	県民税を活用するうえでの県の役割として「市町における事業構築に対する支援を行う。」こととしています。今後も、これまで以上に積極的に事業構築を行う上でアドバイスを実施する予定です。 県における森林環境譲与税の用途として、「森林整備を実施する市町の支援」が定められており、事業構築や事業執行等について、アドバイスを行うなど、支援してまいります。 なお、市町においても、地域林政アドバイザー制度も有効に活用して体制の強化に努めていただきたいと思います。
8	4. 国が創設する「森林環境譲与税(仮称)」との関係	国が創設する「森林環境譲与税(仮称)」の用途と「みえ森と緑の県民税」の用途はどのように役割分担して使うのか解りやすく示してほしいと思います。	②既に反映しているもの	国が創設する「森林環境譲与税(仮称)」は、森林整備を進めるための様々な課題に対応し、森林の適切な管理を推進するための財源として措置されるものであり、市町においては、それぞれの地域の実情に応じて、条件不利地の森林整備やその促進に活用することとし、県は市町の支援を行うこととされています。 また、県民税は、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるために導入されたものであり、県と市町が役割分担に基づき、想定事業案に記載されているような事業を進めていくこととなります。
9	5. 平成31～35年度の制度に関する基本的な考え方	次期県民税の制度については、今まで以上に県民の理解度が重要になってくることから、各年度の取組状況については一般県民を参加させた報告会が必要ではないか。行政や関係機関中心の報告会だけでは、県民に税の用途も含めたPRが進まないように思う。	①反映するもの	毎年度実施している「事業成果発表会」は、関係者のみでなく、一般県民の皆様にもご参加いただけるものとなっています。 今後も、事業成果や事業効果がより多くの県民に伝わるよう、様々な手法を活用したPRIに取り組んでいくこととします。
10	6. 「みえ森と緑の県民税」を活用した施策 (1) 主な事業 基本方針①「災害に強い森林づくり」	「災害に強い森林づくり」の部分は、報告会など整備前、整備後など見させていただいて実施状況を知ることが出来ますが、この部分は命の問題でもありますので今後も引き続き行っていただきたいと思っています。ただ、もっと納税者に対し、実施状況や事業の必要性などをわかってもらえるようなPRが重要だと思います。	①反映するもの	「災害に強い森林づくり」に関する取組は、これからも継続していくとともに、事業成果や事業効果がより多くの県民に伝わるよう、様々な手法を活用したPRIに取り組んでいくこととします。

番号	該当箇所	ご意見	対応	ご意見に対する考え方
11	6. 「みえ森と緑の県民税」を活用した施策 (1) 主な事業 基本方針①「災害に強い森林づくり」	市有林や県行造林を対象に目的に沿った森林整備を進める。山の地形、流域等を考慮し、災害に強い森林づくりやレクリエーションの場として活用できる環境整備など、目的に沿った整備を進め、見本となる山林を目指す。又、搬出も視野に入れ、木材の流動性を活性化させる。搬出材を利用した、木のふれあいの場を提供する。	④反映することが難しいもの	県行造林とは、県が土地所有者と分収契約を結び、私有林野(市町村有林野も含む)に対して造林を行い、その収益を土地所有者と分収するもので、森林資源の造成及び林野の保全を図ることを目的として実施しています。 このことから、県民税の使途としてはふさわしくないと考えています。 市有林等の整備については、市町が実施することから、いただいたご意見については、市町の担当部署に伝達いたします。
12	6. 「みえ森と緑の県民税」を活用した施策 (1) 主な事業 基本方針①「災害に強い森林づくり」	放置された山の再生(植栽)を行って欲しい。それに伴い獣害対策も行っていただきたい。	②既に反映しているもの	伐採跡地等の植栽については、木材価格の低迷等が原因で放置されるケースが見られますが、本来は森林所有者が行うべきものであり、補助事業があることから、それらを活用いただきたいと思います。 一方、新植苗のシカ等による食害は、森林所有者の責によらないものであり、土砂の流出防止など、森林の有する公益的機能の発揮が著しく阻害されることから、県民税を活用した獣害を防止するための事業に取り組むこととしています。また、地域の特性に応じた広葉樹の植栽は、市町交付金を活用した事業として想定しています。 また、平成18年度から取り組んでいる「企業の森」では、民間企業等の活動として、伐採跡地の植栽を実施しているところです。
13	6. 「みえ森と緑の県民税」を活用した施策 (1) 主な事業 基本方針①「災害に強い森林づくり」	違法伐採で放置された山が点在している中、表層崩壊が進みそのまま放置すると、河川に土砂が流失し土石流につながる為、放置された山の再生(植栽)を行って欲しい。	④反映することが難しいもの	違法な伐採行為であれば、その行為を行った者が植栽などの是正措置を行う必要があります。 具体的な事象など、市町担当窓口へご相談いただきますよう、お願いいたします。
14	6. 「みえ森と緑の県民税」を活用した施策 (1) 主な事業 基本方針①「災害に強い森林づくり」	近年の異常気象(台風や集中豪雨)に起因する災害、事故を防止するために里山、道路沿いなどの生活範囲の安全確保のために利用して頂きたいと思えます。	②既に反映しているもの	危険木の除去は、市町交付金によって市町等が事業主体として実施しているものであり、今後も地域の実情に応じ、市町が取り組む事業と考えています。 いただいたご意見については、市町の担当部署に伝達いたします。
15	6. 「みえ森と緑の県民税」を活用した施策 (1) 主な事業 基本方針①「災害に強い森林づくり」	緩衝林事業については、防災機能を高めるため、面的な森林整備を行えるよう、対象範囲を広げることは、よいことだと思います。 このために、境界明確化や森林の現状把握などを行って、効率的かつ効果的な事業実施に繋がるよう、基礎情報の整備を充実したものとしたいと思えます。 また、森林の機能を維持するため、ニホンジカによる食害を防止するための事業を実施していただきたいと思えます。	③実施にあたって参考とするもの	森林の基礎情報を整備するため、県では、航空レーザー測量を実施することを検討しています。 森林整備を実施する際に必要となる境界明確化や森林の現状把握等については、事業を実施する市町や森林組合等に対し、必要な情報の提供などに努めてまいります。 また、獣害対策としては、新植地の獣害を防止するための事業実施を予定しています。

番号	該当箇所	ご意見	対応	ご意見に対する考え方
16	6. 「みえ森と緑の県民税」を活用した施策 (1) 主な事業 基本方針①「災害に強い森林づくり」	森林整備は、コンクリート構造物を作るよりも、目に見える結果が出るのが遅いので、事業としてやりづらい部分があると思いますが、災害が起きてから対応をするのではなく、災害が起きる前に適正な森林整備が一体的に行えるような制度の検討をお願いします。	②既に反映しているもの	対策①「土砂や流木による被害を出さない森林づくり」のうち、「① 土石流等の被害を軽減する森林整備」については、地域の実情等に応じ、事業の対象箇所を拡大する予定です。また、新たに「② 流域の防災機能強化を図る森林整備」として、県と市町が連携し、防災機能を強化することを目的とした面的な森林整備を行うこととしています。
17	6. 「みえ森と緑の県民税」を活用した施策 (1) 主な事業 基本方針①「災害に強い森林づくり」	当地域は雨量も多く、近年は豪雨に襲われることも多くなってきており、土砂・倒木等が流出する災害も発生しております。今後も同様な災害が頻発する可能性が高く、災害を未然に防ぐためには県民税を利用した森林整備は大変意義があり、県民の財産を守るという観点からも今後も継続して実施して頂きたい。	⑤その他	今後も継続して「災害に強い森林づくり」に沿った対策を実施していきます。
18	6. 「みえ森と緑の県民税」を活用した施策 (1) 主な事業 基本方針①「災害に強い森林づくり」	三重県において地籍調査が遅れている為かどうかはわかりませんが、山林の境界についての情報（現在の所有者、土地の形状）が急速に失われていると感じます。また、県より地籍調査の実施についてお誘いがあっても市町村の人材不足なのか、うやむやになって話が頓挫したところを何回も見てきました。国、県、市町、どこが行うべきかはわかりませんが、境界の画定についてはこら辺りで本気を出さないと災害に強い森林どころか、森林及び林業がなお一層衰退化すると思いますので何かしらの対策をお願いします。	③実施にあたって参考とするもの	地籍調査については、市町が主体となって実施することとされていますが、山林については特に整備が進んでいません。森林の整備を進めるためには、地籍調査までは難しくても、境界の明確化を行うことが不可欠であり、取組を加速化させる必要があります。そのため、県では県民税を活用して航空レーザ測量を実施することを検討しており、明確化の手助けとなる森林の情報等を市町に提供していきます。
19	6. 「みえ森と緑の県民税」を活用した施策 (1) 主な事業 基本方針①「災害に強い森林づくり」	私たちの地域では、紀伊半島大水害で被災した箇所を含めまだまだ、事業実施をお願いしたい箇所があるなかで、5年間の事業継続は非常にうれしいこととあります。事業を実施した所有者や地域の方からは、非常に良い評価をいただいておりますが、同じような被災地であっても崩壊土砂流出危険地区外ということで、整備できないという事や、溪流部から50mの範囲での森林整備など、現実にあっていない面も多くあります。また、豪雨による災害は毎年発生する可能性もあることから、継続的な整備・崩壊土砂流出危険地区以外の整備や溪流部から尾根まで、面的な森林整備が実施出来るような内容への検討をお願いしたいと思っております。また、当地域では高齢化・担い手不足により、里山や水源地の森林が荒廃しているという問題があります。このような身近な問題を解決するような、市町が中心となった里山の森林整備・水源地の森林整備を実施して頂きたいと思っております。	③実施にあたって参考とするもの	今後も継続して「災害に強い森林づくり」に沿った対策を実施していきたいと考えています。 なお、これまでは崩壊土砂流出危険地区において事業を実施してきましたが、同地区に限らず危険な箇所が多いとの声を受け、今後は市町からの要望等を踏まえ、事業を実施することとします。 また、新たに「流域の防災機能強化を図る森林整備」として、県と市町が連携し、防災機能を強化することを目的とした面的な森林整備を行うこととしています。 里山や水源地の森林整備は、市町が事業主体として実施しているものであり、今後も地域の実情に応じ、市町が取り組む事業と考えています。 いただいたご意見については、市町の担当部署に伝達いたします。
20	6. 「みえ森と緑の県民税」を活用した施策 (1) 主な事業 基本方針①「災害に強い森林づくり」	境界の明確化は、現在の山林の問題の根本であると考えます。そのため、境界の明確化に関する事業の充実をお願いしたいと思っております。また、再造林と、そのための二ホンジカによる食害を防止するための事業を実施していただきたいと思っております。	②既に反映しているもの	森林の整備を進めるためには境界の明確化を行うことが不可欠であり、取組を加速化させる必要があります。そのため、県では県民税を活用して航空レーザ測量を実施することを検討しており、明確化の手助けとなる森林の情報等を市町や森林組合に提供していきます。 また、獣害対策としては、新植地の獣害を防止するための事業に取り組むこととしています。
21	6. 「みえ森と緑の県民税」を活用した施策 基本方針① 災害に強い森林づくり 対策①土砂や流木による被害を出さない森林づくり	林業の低迷による生産林の未整備林化が進み、所有者が境界の分からない森林も多くなっています。相続等で所有者になり不明林の探索を行う方の問合せも多く対策が必要です。所有林探索に意欲のある所有者の救済を行うことは今後の森林整備の基礎になる情報になるものですので、県民税の活用を希望します。	③実施にあたって参考とするもの	森林の整備を進めるためには境界の明確化を行うことが不可欠であり、取組を加速化させる必要があります。そのため、県では県民税を活用して航空レーザ測量を実施することを検討しており、明確化の手助けとなる森林の情報等を市町や森林組合に提供していきます。

番号	該当箇所	ご意見	対応	ご意見に対する考え方
22	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策基本方針① 災害に強い森林づくり 対策①土砂や流木による被害を出さない森林づくり	災害緩衝林整備事業については、災害を未然に防ぐ目的から発生可能性の高いエリアの危険木除去や調整伐は一定の効果があったと思われる。今後において対象箇所を拡大し取り組むべきと考える。また、ニホンジカを中心とした獣害被害が森林林業に多大な影響を及ぼしていることから更なる獣害対策の強化を求めます。	②既に反映しているもの	対策①「土砂や流木による被害を出さない森林づくり」のうち、「① 土石流等の被害を軽減する森林整備」については、地域の実情等に応じ、事業の対象箇所を拡大する予定です。また、新たに「② 流域の防災機能強化を図る森林整備」として、県と市町が連携し、防災機能を強化することを目的とした面的な森林整備を行うこととしています。獣害対策については、新植地の獣害を防止するための事業県に取り組むこととしています。
23	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策基本方針① 災害に強い森林づくり 対策①土砂や流木による被害を出さない森林づくり	治山ダムは大半が土砂等が一杯まで堆積し機能を失っているように思う。早急に堆積物の除去の必要性があると思う。溪流沿いの整備をしても治山ダムが機能していなくては意味がないと思います。	②既に反映しているもの	災害に強い森林づくりの取組として、治山施設等に異常堆積した土砂や流木の撤去を行う「土砂・流木緊急除去事業」を実施しており、今後も継続することとしています。
24	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策基本方針① 災害に強い森林づくり 対策①土砂や流木による被害を出さない森林づくり	土砂や流木を出さない森林づくり 近年台風災害等により土砂流出による被害も重大で多く起こってしまっている。課題にも挙げられているように、今後も多数の箇所の危険地を継続的かつ拡大をしていただきたい。	③実施にあたって参考とするもの	対策①「土砂や流木による被害を出さない森林づくり」のうち、「① 土石流等の被害を軽減する森林整備」については、地域の実情等に応じ、事業の対象箇所を拡大する予定です。また、新たに「② 流域の防災機能強化を図る森林整備」として、県と市町が連携し、防災機能を強化することを目的とした面的な森林整備を行うこととしています。
25	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策基本方針① 災害に強い森林づくり 対策①土砂や流木による被害を出さない森林づくり	崩壊土砂流出危険区域を早期に見直して、予期せぬ災害が発生した、または発生しそうな区域に対応できるように見直しを進めていただきたい。	②既に反映しているもの	対策①「土砂や流木による被害を出さない森林づくり」のうち、「① 土石流等の被害を軽減する森林整備」については、地域の実情等に応じ、事業の対象箇所を拡大する予定です。
26	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策基本方針① 災害に強い森林づくり 対策①土砂や流木による被害を出さない森林づくり	課題にも有る様に、災害緩衝林事業を受注しているが崩壊土砂流出危険地区以外にも危険な箇所多く見られる。地域からの要望も有り、事業対象の拡大をお願いしたい。又、施業内容についても部分施業で無く谷に流れてくる尾根まで全部の間伐(林班)ごとに施業は、出来ないものか？	③実施にあたって参考とするもの	対策①「土砂や流木による被害を出さない森林づくり」のうち、「① 土石流等の被害を軽減する森林整備」については、地域の実情等に応じ、事業の対象箇所を拡大する予定です。また、新たに「② 流域の防災機能強化を図る森林整備」として、県と市町が連携し、防災機能を強化することを目的とした面的な森林整備を行うこととしています。
27	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策基本方針① 災害に強い森林づくり 対策①土砂や流木による被害を出さない森林づくり	崩壊土砂流出危険地域以外にも対策が必要な箇所が・・・⇒森と緑の県民税創設後、県内で災害緩衝林整備事業を行なっているが、上記の課題にあるように流出危険地域以外の箇所でも土砂流出や、立木の流出等危険な箇所が多く見られることから、実施可能なエリア拡大をお願いしたい。地域からも同様な意見がでている。	②既に反映しているもの	対策①「土砂や流木による被害を出さない森林づくり」のうち、「① 土石流等の被害を軽減する森林整備」については、地域の実情等に応じ、事業の対象箇所を拡大する予定です。また、新たに「② 流域の防災機能強化を図る森林整備」として、県と市町が連携し、防災機能を強化することを目的とした面的な森林整備を行うこととしています。

番号	該当箇所	ご意見	対応	ご意見に対する考え方
28	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策基本方針① 災害に強い森林づくり 対策①土砂や流木による被害を出さない森林づくり	・流木や土砂流出は溪流沿いだけの除去でなく、人家・施設・道等や、山林の奥地でも荒れている箇所があると思われるので、整備を強化して欲しい。整備については、木を切った場合極力出してほしい。切った木が放置してある場合災害の怖れはないのか。	③実施にあたって参考とするもの	対策①「土砂や流木による被害を出さない森林づくり」のうち、「① 土石流等の被害を軽減する森林整備」については、地域の実情等に応じ、事業の対象箇所を拡大する予定です。また、新たに「② 流域の防災機能強化を図る森林整備」として、県と市町が連携し、防災機能を強化することを目的とした面的な森林整備を行うこととしています。これらの事業で整備した際に発生する伐倒木については、流木になる恐れのあるものについては、現場から搬出することとし、その他の伐採木は等高線に沿って並べることにより、土砂の流出防止に役立っています。
29	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策基本方針① 災害に強い森林づくり 対策①土砂や流木による被害を出さない森林づくり	災害を出さないように川・谷にゴミ等が無くても森林の整備をしてほしい。また、人家裏のそばの川・谷だけでなくその上や奥の方を整備しないと下流に流れてしまうのではないのか。	②既に反映しているもの	対策①「土砂や流木による被害を出さない森林づくり」のうち、「① 土石流等の被害を軽減する森林整備」については、地域の実情等に応じ、事業の対象箇所を拡大する予定です。また、新たに「② 流域の防災機能強化を図る森林整備」として、県と市町が連携し、防災機能を強化することを目的とした面的な森林整備を行うこととしています。これらの事業で整備した際に発生する伐倒木については、流木になる恐れのあるものについては、現場から搬出することとし、それ以外のものについては、等高線に沿って並べることにより、土砂の流出防止に役立っています。
30	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策基本方針① 災害に強い森林づくり 対策①土砂や流木による被害を出さない森林づくり	災害緩衝林整備事業の崩壊土砂流出危険地区以外への対象地区拡大及び流域を包括する面的な整備は、土砂や流木を出さない森林づくりに最も必要な改正点だと思います。	②既に反映しているもの	対策①「土砂や流木による被害を出さない森林づくり」のうち、「① 土石流等の被害を軽減する森林整備」については、地域の実情等に応じ、事業の対象箇所を拡大する予定です。また、新たに「② 流域の防災機能強化を図る森林整備」として、県と市町が連携し、防災機能を強化することを目的とした面的な森林整備を行うこととしています。
31	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策基本方針① 災害に強い森林づくり 対策①土砂や流木による被害を出さない森林づくり	・基本方針1 災害に強い森林づくりで 1.土砂や流木による被害を出さない森林づくり との表題であるが、委員会の中でも〇〇委員が指摘していたように「軽減する」との文言にすべき。想定事業案にはそう記してあるが方針のところに記載した方がより分かりやすいと考える。	④反映することが難しいもの	対策①の名称における「出さない」を継続する理由として、県民に対し、これまでの対策が後退しないことを表す意味合いも込めています。
32	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策基本方針① 災害に強い森林づくり 対策①土砂や流木による被害を出さない森林づくり	平成26年度より、大紀町において災害緩衝林整備事業を実施させていただき、溪流部、溪流部の危険木を中心に除去しました。森林所有者や地域の方々からは「防災、減災」に直結した事業であるために大変喜んで頂いています。今後も 未整備森林の危険箇所を実施することで、三重県の取組みをアピールしていきたいと思っております。	⑤その他	県民税事業のPRIにご協力いただき、感謝いたします。

番号	該当箇所	ご意見	対応	ご意見に対する考え方
33	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策基本方針① 災害に強い森林づくり 対策①土砂や流木による被害を出さない森林づくり	税の継続は賛成です。災害を事前に防ぐためにも、谷などに詰まっている流木の撤去を早急に進めて下さい。	②既に反映しているもの	今後も、災害緩衝林整備事業などを実施し、流木による被害軽減の取組を推進します。
34	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策基本方針① 災害に強い森林づくり 対策①土砂や流木による被害を出さない森林づくり	山間部に住む私たちにとって、毎年テレビのニュースで流れる土砂崩れや洪水は他人事ではありません。それが防げるなら、山の整備をどんどん進めて将来にわたって安心して暮らせるようにしてほしいとおもいます。	②既に反映しているもの	対策①「土砂や流木による被害を出さない森林づくり」のうち、「① 土石流等の被害を軽減する森林整備」については、地域の実情等に応じ、事業の対象箇所を拡大する予定です。また、新たに「② 流域の防災機能強化を図る森林整備」として、県と市町が連携し、防災機能を強化することを目的とした面的な森林整備を行うこととしています。
35	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策基本方針① 災害に強い森林づくり 対策①土砂や流木による被害を出さない森林づくり	近年局地的な集中豪雨が頻発し、自然災害が多発する傾向が強まっている。現在の県民税の対策では、崩壊土砂流出危険地区を対象に「災害緩衝林」の整備や治山施設に堆積している土砂、流木の除去が行われています。見直しにあたり、崩壊土砂流出危険地区のみならず、山腹崩壊危険地区を対象として加え、危険地区の密集地を対象に航空レーザー計測による崩壊地などの詳細把握により市町と連携し、危険個所の予防対策に加え、防災減災の取組を加速化させることが効率的・効果的な災害に強い森林づくりにつながると考えます。	②既に反映しているもの	ご意見いただきましたとおり、対策①「土砂や流木による被害を出さない森林づくり」のうち、「① 土石流等の被害を軽減する森林整備」については、地域の実情等に応じ、事業の対象箇所を拡大する予定です。また、新たに「② 流域の防災機能強化を図る森林整備」として、県と市町が連携し、防災機能を強化することを目的とした面的な森林整備を行うこととしています。また、航空レーザー測量の実施を検討しています。
36	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策基本方針① 災害に強い森林づくり 対策①土砂や流木による被害を出さない森林づくり	対策1. 土砂や流木による被害を出さない森林づくり 想定事業案④土砂や流木による被害を出さない森林づくりの基礎情報整備について 境界の明確化をすすめるとともに、緊急性の高い森林から優先順位を定め、森林整備を実施するのがよいと思います。	②既に反映しているもの	これまでは、崩壊土砂流出危険地区において事業を実施してきましたが、同地区に限らず危険な箇所が多いとの声を受け、今後は市町からの要望等を踏まえ、事業を実施することとします。 また、森林の基礎情報を整備するため、県としては航空レーザー測量を実施する予定です。 森林整備を実施する際に必要となる基礎情報の具体的な整備については、今後市町や森林組合等と検討を進めてまいります。
37	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策基本方針① 災害に強い森林づくり 対策①土砂や流木による被害を出さない森林づくり	税事業の継続は大変ありがたいことです。特に災害緩衝林整備事業におきましては、事業下流地域の住民の方には大変喜んでいただきました。しかしながら、溪流沿いで森林整備等については50mルールが大変足かせとなり、山林所有者や下流の住民からはなぜ50mより上部の山腹部を整備しないのか、溪流部、溪岸部、山腹部(50m以内)が整備されただけは過去の災害の処理対策に重点をおいた事業ではないかとの意見もいただきました。今後においては、将来的に災害を起こさない森林作りも視野に入れた事業として50mルールを廃止し、山腹部全体の災害に強い森林整備も行うとともに事業計画箇所を各溪流沿いに面的にとらえた範囲で是非とも行ってもらいたい。	③実施にあたって参考とするもの	災害緩衝林整備事業は、特に流木対策に主眼を置いた事業であり、流木の発生を抑止する観点から、事業実施範囲を決定しているところです。 今後は、新たに「流域の防災機能強化を図る森林整備」として、県と市町が連携し、防災機能を強化することを目的とした面的な森林整備を行うこととしています。
38	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策基本方針① 災害に強い森林づくり 対策①土砂や流木による被害を出さない森林づくり	事業実施する上で山林所有者不明、境界不明が多々ありなかなか事業実施出来ないことがあります。事前に山林の調査によるデータ整備を行えば、従来に比べてよりスムーズに事業着手出来ると思います。是非具体的な方法・手順等を示していただき実施願いたい。	③実施にあたって参考とするもの	森林の整備を進めるためには境界の明確化を行うことが不可欠であり、取組を加速化させる必要があります。そのため、県では県民税を活用して航空レーザー測量を実施することを検討しており、明確化の手助けとなる森林の情報等を市町や森林組合に提供していきます。

番号	該当箇所	ご意見	対応	ご意見に対する考え方
39	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策基本方針① 災害に強い森林づくり 対策①土砂や流木による被害を出さない森林づくり	この地域では、7年前の台風12号により紀伊半島大水害が発生し、各地域で大きな被害がありました。災害緩衝林整備事業により崩壊土砂流出危険区域内においては危険木や流木を除去し、整備を進めていただきました。今後も引き続き制度の見直しや事業を継続していただけるのは非常に有り難く思いますし、この事業によって地域住民の方々も安心して生活が出来る環境が整うのではないのでしょうか。 同じような災害が発生した箇所でも、一級河川・二級河川では対象にならないと聞いていますが、実際洪水等などの災害が発生した場合に被害が大きくなるのは一級・二級河川のように思えるのですが、その辺も考慮していただくと有り難いです。	③実施にあたって参考とするもの	今後も継続して「災害に強い森林づくり」に沿った対策を実施していきたいと考えています。 なお、これまでは崩壊土砂流出危険地区において事業を実施してきましたが、同地区に限らず危険な箇所が多いとの声を受け、今後は市町からの要望等を踏まえ、事業を実施することとします。
40	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策基本方針① 災害に強い森林づくり 対策①土砂や流木による被害を出さない森林づくり	これまで事業を実施していただきました箇所については、溪流沿いにおいて大変綺麗になり、地元の方々の評判もとても良く、事業の継続においては喜ばしいこととございます。しかしながら、水も崩落も山の上から来るのにどうして50m程度しか整備してくれないのか、といった声もよく聞かれます。災害に強い森林を進めていくのであれば、該当溪流の取水面積部全域における実施が望ましいと思いますが、無理であればせめて過密化したエリアにおいては対策を行なった方が良くと思います。	②既に反映しているもの	今後も継続して「災害に強い森林づくり」に沿った対策を実施していきたいと考えています。 なお、これまでは崩壊土砂流出危険地区において事業を実施してきましたが、同地区に限らず危険な箇所が多いとの声を受け、今後は市町からの要望等を踏まえ、事業を実施することとします。 また、新たに「流域の防災機能強化を図る森林整備」として、県と市町が連携し、防災機能を強化することを目的とした面的な森林整備を行う予定としています。
41	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策基本方針① 災害に強い森林づくり 対策①土砂や流木による被害を出さない森林づくり	平成23年の台風災害以降、当熊野・南郡地域では、崩壊土砂流域地区以外での整備がまだまだ必要である為、災害緩衝林整備事業の継続を特にお願ひしたいです。	②既に反映しているもの	今後も継続して「災害に強い森林づくり」に沿った対策を実施していきます。
42	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策基本方針① 災害に強い森林づくり 対策①土砂や流木による被害を出さない森林づくり	平成23年台風第12号や近年頻繁に起こるゲリラ豪雨など、何時大規模な災害が起こるかわからない現状で大変重要な事業だと思います。危険地区以外でも対策が必要な箇所があるため、対象や利用方法の拡大が必要だと思います。これからも事業の継続をよろしく願ひします。	②既に反映しているもの	今後も継続して「災害に強い森林づくり」に沿った対策を実施していきたいと考えています。 なお、これまでは崩壊土砂流出危険地区において事業を実施してきましたが、同地区に限らず危険な箇所が多いとの声を受け、今後は市町からの要望等を踏まえ、事業を実施することとします。 また、新たに「流域の防災機能強化を図る森林整備」として、県と市町が連携し、防災機能を強化することを目的とした面的な森林整備を行うこととしています。
43	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策基本方針① 災害に強い森林づくり 対策①土砂や流木による被害を出さない森林づくり	森林等の所有者が境界などを把握出来ていない場合でも航空レーザー測量は行うことができるのでしょうか。また、費用や山の規模はどれぐらいから可能なのでしょうか。	⑤その他	県では、早急に整備が必要な未整備森林の情報や、林相や整備状況の違い等、境界明確化の参考となる情報の把握などを進めるため、航空レーザー測量を実施することを検討しています。なお、実施については、より広範囲に行うことが効率的、効果的であることから、県が行う事業としています。
44	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策基本方針① 災害に強い森林づくり 対策①土砂や流木による被害を出さない森林づくり	全国的に発生している降雨による災害を心配される方が増えており、事業実施した地区の方は大変喜んでおります。 当組合は森林経営計画を林班計画により集約化している関係で、倒木による流木が谷に沢山残っている所やむを得ず含めないと経営計画が立てられない林班もあります。今後その様な流木の撤去が必要な場所に関して、この様な事業を活用出来る様にして頂けると幸いです。	③実施にあたって参考とするもの	これまでは、崩壊土砂流出危険地区において事業を実施してきましたが、同地区に限らず危険な箇所が多いとの声を受け、今後は市町からの要望等を踏まえ、事業を実施することとします。

番号	該当箇所	ご意見	対応	ご意見に対する考え方
45	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策基本方針① 災害に強い森林づくり 対策①土砂や流木による被害を出さない森林づくり	昨今のゲリラ豪雨の増加を考慮し、施業範囲を画一的(山腹部を50m以内)に制限するのではなく、流域の状況を考慮した施業範囲の設定を検討していただきたい。	③実施にあたって参考とするもの	災害緩衝林整備事業は、特に流木対策に主眼を置いた事業であり、流木の発生を抑止する観点から、事業実施範囲を決定しているところです。 今後は、新たに「流域の防災機能強化を図る森林整備」として、県と市町が連携し、防災機能を強化することを目的とした面的な森林整備を行うこととしています。
46	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策基本方針① 災害に強い森林づくり 対策②暮らしに身近な森林づくり	人家裏や通学路に隣接した箇所における危険木は近年増加傾向にあるので、事業での採択基準を明確にすべきである。	⑤その他	危険木の除去は、市町交付金によって市町等が事業主体として実施しているものであり、今後も地域の実情に応じ、市町が取り組む事業と考えています。 いただいたご意見については、市町の担当部署に伝達いたします。
47	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策基本方針① 災害に強い森林づくり 対策②暮らしに身近な森林づくり	人家裏や通学路に隣接した箇所における危険木がかなり増えている。もっと事業の採択基準を明確にしてほしい。	⑤その他	危険木の除去は、市町交付金によって市町等が事業主体として実施しているものであり、今後も地域の実情に応じ、市町が取り組む事業と考えています。 いただいたご意見については、市町の担当部署に伝達いたします。
48	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策基本方針① 災害に強い森林づくり 対策②暮らしに身近な森林づくり	水源涵養機能の向上を目的に、重要な・・・⇒各市町で実施されている事業ではあるが、特定水源地域の森林整備については、県主導の事業で整備はできないものか？	④反映することが難しいもの	県では、平成27年に三重県水源地域の保全に関する条例を制定し、水源地域の適正な土地の利用を確保し、森林の有する水源の涵養機能の維持増進を図っています。水源地域の中でも特に重要な地域として、水道の水源となっているダム上流や簡易水道の水源等を「特定水源地域」に指定しており、県では森林法に基づく保安林の整備を行っていますが、市町や企業、NPOなど多様な主体とも連携し、引き続きこれら重要な森林の整備を促進したいと考えています。
49	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策基本方針① 災害に強い森林づくり 対策②暮らしに身近な森林づくり	昨年、家の裏の木を森林組合に依頼を行い、切ってもらいました。以前より台風事など危険だと感じていたこともあり、対応してもらえて非常に助かりました。今後もこのような事業を継続してもらいたいと思います。	②既に反映しているもの	危険木の除去は、市町交付金によって市町等が事業主体として実施しているものであり、今後も地域の実情に応じ、市町が取り組む事業と考えています。 いただいたご意見については、市町の担当部署に伝達いたします。
50	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策基本方針① 災害に強い森林づくり 対策②暮らしに身近な森林づくり	・森林のことについてはよくわかりませんが、私の住んでいる市にもダムがあり、多くの人が飲料水等に利用しているとのこと。水資源の適切な管理のために私たちが納めている税金が使われることを願います。	②既に反映しているもの	これまでも、県民税を活用して水源林の整備が進められてきたところです。今後も、水源林の整備については、市町が地域の実情に応じて実施する対策と考えています。 いただいたご意見については、市町の担当部署に伝達いたします。
51	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策基本方針① 災害に強い森林づくり 対策②暮らしに身近な森林づくり	近所の家の裏で、木が伐ってあり松阪市が県民税を活用した事業とのことでした。台風や地震で裏山の木が倒れたら危険だと思っていたので良かったと思います。わずかな金額でも納めた税金が目に見える形で活かされるのは、とても良い事だと思います。山間部では、まだまだ危険な所が多いと思いますので、今後も事業を進めて欲しいと思います。	⑤その他	危険木の除去は、市町交付金によって市町等が事業主体として実施しているものであり、今後も地域の実情に応じ、市町が取り組む事業と考えています。 いただいたご意見については、市町の担当部署に伝達いたします。

番号	該当箇所	ご意見	対応	ご意見に対する考え方
52	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策基本方針① 災害に強い森林づくり 対策②暮らしに身近な森林づくり	生活道路(国道、県道)沿いなどで整備がいきとどいていない森林などがよく見られ、危険に思える。そちらのほうにも目を向けていただき、森林整備を進めてほしいです。	②既に反映しているもの	国道や県道は、一部が緊急輸送道路に指定されるなど、災害発生時における緊急搬送や物資輸送等に欠かすことのできない、非常に重要な施設であり、これまでも、治山施設の整備などを通じて、保全を図ってきたところです。 今後も、県民税を活用した事業に限らず、県と市町が役割に応じて、生活道路等の保全が図れるような森林整備を行っていくものと考えています。
53	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策基本方針① 災害に強い森林づくり 対策②暮らしに身近な森林づくり	なかでも特定水源地域及び水源地域における森林整備は特に重要だと思います。	②既に反映しているもの	これまでも、県民税を活用して水源林の整備が進められてきたところです。今後も、水源林の整備については、市町が地域の実情に応じて実施する対策と考えています。 いただいたご意見については、市町の担当部署に伝達いたします。
54	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策基本方針① 災害に強い森林づくり 対策②暮らしに身近な森林づくり	個人ではどうすることも出来ないため、危険木の除去をもっと多く行ってほしい	②既に反映しているもの	危険木の除去は、市町交付金によって市町等が事業主体として実施しているものであり、今後も地域の実情に応じ、市町が取り組む事業と考えています。 いただいたご意見については、市町の担当部署に伝達いたします。
55	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策基本方針① 災害に強い森林づくり 対策②暮らしに身近な森林づくり	昔に比べるとかなり川の水量が減ったと思います。水源林の整備を行い、森林の持つ保水力などの回復を図って下さい。	⑤その他	河川の水量については、気象条件やダム等の施設の存在、水利状況の変化など複数の要因が影響すると考えられますが、森林の持つ公益的機能の一つである「水源涵養機能」により、河川へ流入する水量を平準化することにより、降雨に伴う変化を小さくすることが可能です。 水源林の整備については、市町が事業主体として実施していただいております。今後も地域の実情に応じ、市町が主体となって取り組んでいただきたいと思います。 いただいたご意見については、市町の担当部署に伝達いたします。
56	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策基本方針① 災害に強い森林づくり 対策②暮らしに身近な森林づくり	特定水源地における、境界明確化と間伐や伐採後の再造林への支援をお願いします。	③実施にあたって参考とするもの	今後導入される予定である「森林環境譲与税(仮称)」や県民税などを一体で活用することにより、目的に応じた森林整備を進めていくこととします。 なお、伐採跡地等の植栽については、木材価格の低迷等が原因で放置されるケースが見られますが、本来は森林所有者が行うべきものであり、補助事業があることから、それらを活用いただきたいと思います。
57	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策基本方針① 災害に強い森林づくり 対策②暮らしに身近な森林づくり	対策2. 暮らしに身近な森林づくり 想定事業案②集落周辺の森林整備について 今年、大分県で発生した土砂災害のように、地質との因果関係がある場合、人家裏の伐採は専門家の意見を聞いて慎重に整備を行うことが大切だと思います。 想定事業案③水源林等の公有林化について 外国人が山林を購入することもあるので、公有林化に賛成します。	③実施にあたって参考とするもの	ご意見いただきました事業は、市町交付金によって市町が事業主体として実施しているものであり、今後も地域の実情に応じ、市町が取り組む事業と考えています。 いただいたご意見については、市町の担当部署に伝達いたします。
58	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策基本方針① 災害に強い森林づくり 対策②暮らしに身近な森林づくり	放置された里山の整備や人家裏や通学路沿いで倒木になる恐れのある危険木の除去等は今後も継続して欲しいです。	②既に反映しているもの	危険木の除去は、市町交付金によって市町等が事業主体として実施しているものであり、今後も地域の実情に応じ、市町が取り組む事業と考えています。 いただいたご意見については、市町の担当部署に伝達いたします。

番号	該当箇所	ご意見	対応	ご意見に対する考え方
59	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策基本方針①「災害に強い森林づくり」 対策②暮らしに身近な森林づくり	林道隣接山林の整備 県民税を利用して溪流沿いの森林の伐採・搬出は既に実施されていますが、林道沿いについても溪流と同様な事業の実施ができるようにならないか検討して頂きたいです。林道は林業活動だけでなく集落と集落を結ぶ連絡道としてまた、災害時に緊急道としての役割も果たしており山間部で生活する県民にとっては必要不可欠な道です。その為、いつでも正常に使用できるように整備しておく必要があります。道の整備だけでなく、道に隣接する山林についても災害緩衝林事業と同様な施業をしていくことで災害に強い森林づくりをしていかなければいけないと感じます。	②既に反映しているもの	危険木の除去は、市町交付金によって市町等が事業主体として実施しているものであり、林道が生活道路として活用されている市町においては既に組み込まれおり、今後も地域の実情に応じ、市町が取り組む事業と考えています。 いただいたご意見については、市町の担当部署に伝達いたします。
60	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策基本方針①「災害に強い森林づくり」 対策②「暮らしに身近な森林づくり」 基本方針②「県民全体で森林を支える社会づくり」 対策③「森を育む人づくり」 対策④「木の薫る空間づくり」	対策②から④について、この県民税がそれぞれの課や部署に振り分けられるのではなく、三重の自然を生かす、として一つにまとまってより有意義に使っていただけたらと心から思います。	⑤その他	みえ森と緑の県民税は、「災害に強い森林」を早期に実現するという新たな行政需要に対応するため、また「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めることを目的に導入されたものです。 このため、「災害に強い森林づくり」「県民全体で森林を支える社会づくり」という2つの基本方針に基づき、5つの対策を行っているところであり、対策②暮らしに身近な森林づくりについては、基本方針①「災害に強い森林づくり」の一環として、また対策③「森を育む人づくり」と対策④「木の薫る空間づくり」についても、基本方針②「県民全体で森林を支える社会づくり」の一環として取り組んでいるところであり、県と市町が役割分担した中で、有効に活用しています。
61	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策基本方針②「県民全体で森林を支える社会づくり」	「森林を支える社会づくり」の部分では、森林環境教育や木育などこの税が導入されて広がりがついていると思います。実践できる指導者をどんどん育てていただければと思います。また、この部分では、幼稚園や小学校をはじめとした教育機関の関係者にもっと理解していただく必要があるのではと感じています。特に、中高生や大学生を対象にしたインターンシップ授業など税を活用していただけるとありがたいと思います。納税者に対しては、引き続き「森と緑の県民税」をPRしていただき、森林の働きなどを知っていただくきっかけになればと思っています。	③実施にあたって参考とするもの	これまでも、みえ森づくりサポートセンターの運営を通じ、森林環境教育・木育指導者の養成を行ってきたことですが、引き続き地域の実情やニーズに応じた指導者育成等を行っていくこととします。 また、教育委員会等と連携し、これまで以上に森林環境教育や木育の重要性を伝えていくとともに、県民税を活用した事業実施の支援を継続して実施していきます。
62	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策基本方針②「県民全体で森林を支える社会づくり」	森林、木、あるいは当県民税の認知度が低いといわれていますが、もう少し県民参加のイベントを多く、計画的に実施することを望みます。例えば、年間を通じて、毎週末には、県下29市町のどこかで、「森林・木のイベント」が開催されるなど年間の計画的な開催を期待します。	②既に反映しているもの	これまでも、県民税を活用した木育イベント「ミエトイ・キャラバン」や、県民参加の植樹祭、「みえ子ども森の学びサミット」などの開催や、三重の森林づくり月間に合わせた「森の学校」の開催、市町等が開催するイベントへ出展するなど、様々な機会を活用して、森林や木の大切さを伝えていくこととします。 今後も、これらの取組を継続していくこととします。
63	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策基本方針②「県民全体で森林を支える社会づくり」	森林が無い市町もあるので、税の使い道として緑化資材等に使用されるのは、理解できません。しかし、木材の使用率を上げる意味もあると思いますので、出来る限り木材を使用して、広く一般の方々に木材が使われていることや木材の良さが理解していただけるように、木材を利用していただけるように検討をお願いします。	①反映するもの	これまでも、県産材を活用した学校の机や椅子の導入や公共施設の木造化・木質化に取り組んできたところです。今後は、これらの意義がより一層県民に伝わるよう、教育活動と一体化して取り組むこととします。

番号	該当箇所	ご意見	対応	ご意見に対する考え方
64	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策 基本方針②「県民全体で森林を支える社会づくり」	熊野古道沿い森林整備 2004年に世界遺産として登録され世界中から多くの人達が訪れるようになりました。熊野古道はスギ・ヒノキ等の人工林の中を通過していますが、多くの森林で手入れがされておらず形質不良木や枯木が多数目につきます。風や雨の強い日はいつ倒れてくるか不安になりますし、健全な森林にしておかないと落石等があった時に防護柵の代わりになりません。熊野古道は自然遺産ではなく文化遺産です。ある程度人の手を加えて維持管理をしていかなければならないと思います。県民税を利用して古道に接した森林全てにおいて間伐等の作業は大変ですので、ある程度の範囲で枯木の伐採処理(除去或いは集積等)をしていただけたらと思います。	③実施にあたって参考とするもの	熊野古道が世界遺産に認定されてから10年が経過し、その価値が広く伝わるとともに、多くの観光客が訪れる場所となり、これからはインバウンド客の増加も見込まれるところでは、多くの観光客が訪れる場所となり、これからはインバウンド客の増加も見込まれるところでは、地域の大切な資源である熊野古道とその周辺の森林を保全することは、非常に重要であると考えています。また、いただいたご意見にかかる事業については、地域の実情に応じ、市町が取り組む事業と考えています。市町の担当部署に伝達いたします。
65	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策 基本方針②「県民全体で森林を支える社会づくり」	県民への森林への関心を高める契機として全国植樹祭の開催を検討する必要があると思います。	③実施にあたって参考とするもの	全国植樹祭は、昭和25年以来、天皇皇后両陛下の御臨席のもと、全国各地からの緑化関係者等の参加を得て、国民の森林に対する愛情を培うことを目的に、社団法人国土緑化推進機構と開催都道府県との共催で毎年開催されており、今年6月には、第69回大会が福島県で開催されました。 三重県では、第31回大会を昭和55年5月に菰野町で開催し、会場跡地は「県民の森」として親しまれているところです。 全国植樹祭は、「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるうえで、県と市町が連携して取り組む行事としてふさわしいものと考えます。 現在、平成33年(2021年)の第72回まで開催が内定しており、第73回についても誘致を表明している自治体があります。今後の開催状況や、他の行事などを総合的に勘案し、本県においても、どのような時期に開催すればいいか検討していきたいと考えています。
66	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策 基本方針②「県民全体で森林を支える社会づくり」	市町への配分が増える中、市町独自の税事業が「森林を支える」という観点から外れていると思われる案件が散見されます。見直しの際には、そういった点を精査していただきたい。	③実施にあたって参考とするもの	各市町においては、それぞれの地域の実情に応じて、課題解決を図るための創意工夫した取組を行っているところであり、これまでもすべての事業の総合評価が「継続が妥当である」とされているところでは、県民税を活用するうえでの県の役割として「市町における事業構築に対する支援を行う。」こととしています。今後も、これまで以上に積極的に事業構築を行う上でアドバイスを実施する予定です。 いただいたご意見については、市町の担当部署に伝達いたします。
67	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策 基本方針②「県民全体で森林を支える社会づくり」 対策③「森を育む人づくり」	森林や自然を体感しながら学べる場の拡大、環境整備に関わる支援・援助。様々な取組をさらに継続、発展させていくため森林環境教育、木育等が行える環境の拡大、基盤づくり支援をお願い致します。例えば幼児期からの森林環境教育、木育のさらなる充実です。先日、三重県野外体験保育者養成講座に参加させていただき、幼児期に自然に触れる大切さ、又、その意義について学びました。何より子どもたちの自然を大切にしたいと思う心や、態度等を向上し、育んでいかせるといふ点ですばらしいと感じました。(対策5)の中に、学校や保育園、子育て支援施設の緑化をしていただいたとありましたが、森林や自然、そのものを学びの場としていくためには、地域や保護者の協力が欠かせません。子どもたちが学ぶ場にしていくと考えるだけで、意識やその場へ足を運ぶ機会も増え、一体となった取組も増えていくことかと思えます。そういったことが困難な地域もあるとは思いますが、少しでもそのような取組が行える場が増えていけばよいのではと考えます。	①反映するもの	未就学児を対象として、森林環境教育や木育の取組を進めることは重要であり、野外体験保育もその一環であると考えています。 森林や自然をフィールドとした体験や学びの場の整備の取組が一層進むよう検討していきます。

番号	該当箇所	ご意見	対応	ご意見に対する考え方
68	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策基本方針②「県民全体で森林を支える社会づくり」対策③「森を育む人づくり」	より安全、安心に野外体験等を実施するための指導者、アドバイザーの育成支援。実施にあたり指導者、アドバイザー等の増員、育成のための支援をお願いします。	③実施にあたって参考とするもの	これまでも、みえ森づくりサポートセンターの運営を通じ、森林環境教育・木育指導者の養成を行ってきたことですが、地域の実情やニーズに応じた指導者育成等を行っていくこととします。
69	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策基本方針②「県民全体で森林を支える社会づくり」対策③「森を育む人づくり」	森林環境教育・木育を通して森林・木材への愛着を覚えることが相乗効果となり木材利用や森林整備につながると考えられるため、更なる木製品普及への支援や木育を広げてもらいたい。	②既に反映しているもの	今後も引き続き、より一層の木育の取組を進めてまいります。
70	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策基本方針②「県民全体で森林を支える社会づくり」対策③「森を育む人づくり」	自然豊かな三重県で、もっと幼児期から森の中で遊べるように、短発のイベントではなく、中～長期的な取り組みを望みます。例えば、『森のようちえん』のフィールドを親子で整備する。森も良くなり、人間も育つと思います。自然を大切にできる人は自分も友だちも大切にできると信じています。ゲームでバーチャルな世界しか知らない子供に危機感を感じます。三重県だからこそ！！森に税を使って下さい。	①反映するもの	未就学児を対象として、森林環境教育や木育の取組を進めることは重要であり、野外体験保育もその一環であると考えています。また、フィールドの確保といった観点では、県民税を活用するうえでの県と市町の役割分担を踏まえて考える必要があります。森林や自然をフィールドとした体験や学びの場の整備の取組が一層進むよう検討していきます。
71	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策基本方針②「県民全体で森林を支える社会づくり」対策③「森を育む人づくり」	私はこどもを認可外保育施設に通わせています。「森を育む人づくり」という観点から、保育施設のこどもたちをみていて、まさしく当てはまる教育であると、実感しています。子供達への教育と共に、フィールドの一つである森も少しずつ整備され段々と綺麗になっていっています。少しでも多くの子どもたちに野外体験を通じて、三重の森や緑から「自ら学び成長しようとする力」を育み学んでほしいです。その為に幼児期から野外体験保育を受けられるように、森と緑の県民税を複数園が共用で利用するフィールドの確保、整備等に向けた支援に使い進めて頂きたいです。	①反映するもの	未就学児を対象として、森林環境教育や木育の取組を進めることは重要であり、野外体験保育もその一環であると考えています。また、フィールドの確保といった観点では、県民税を活用するうえでの県と市町の役割分担を踏まえて考える必要があります。森林や自然をフィールドとした体験や学びの場の整備の取組が一層進むよう検討していきます。

番号	該当箇所	ご意見	対応	ご意見に対する考え方
72	6. 「みえ森と緑の県民税」を活用した施策基本方針②「県民全体で森林を支える社会づくり」 対策③「森を育む人づくり」	<p>近年子ども達は自然に親しむ機会が減ってきていると強く感じます。またそれは子どもを育てている私自身もそのような経験がとても少なく、自然に親しむために何をどのように取り組んでいったらいいのかも分かりません。草花遊びも草花の名前も木に登った経験もなく子育てをしています。子供達は自然の中だから五感を通して感じられる喜びや発見もあるはずで、そこで「森林環境教育」を積極的に取り入れていくことを要望します。</p> <p>それらに基づき小中だけではなく小学校前教育また年齢にとらわれず誰しもが皆、自然に親しめることの充実を求めます。</p> <p>幼稚園教育要領が平成29年3月告示されました。そこでは、遊びの中で環境にかかわることの意義も提示されています。</p> <p>今までの中間報告も拝見しました。県や市などの自治体が主催となって活動をし、色々なイベントも報告されているのが多くみられましたが、すでに森林に対して積極的に保全活動や野外体験を行っている団体や、専門家をはじめその地域の皆様と連携を図っていくことで、より多くの子どもや保護者が自然に親しむ一歩になるのではと思います。</p> <p>子育て支援のために保護者や地域の方々に、その場所を提供し、自然と触れ合う機会を多くもっていくことで、子どもや保護者の育ちにつながっていくことと思います。また地域の方々からは自然の中で生きぬかれてみえる自然の知恵や知識も保護者としては知りたいところです。しかし森林や里山を守っていくためには資金も重要であると思います。県民の方々からの税金をそのような活動してみえるところでぜひ活用してほしいと願います。</p> <p>また、「野外体験保育アドバイザー」「野外体験保育指導者」の養成並びに、その方々が活躍できる一つの場所としてもそのような場所があるのは重要であると考えますので既存するそのような場所と連携を図りながら子ども達の未来をみんなで作っていかれたらと思います。</p>	①反映するもの	<p>未就学児を対象として、森林環境教育や木育の取組を進めることは重要であり、野外体験保育もその一環であると考えています。</p> <p>これまでも、「みえ森づくりサポートセンター」の取組として、森林環境教育や木育の指導者養成や、団体等との連携、学校等における教育活動のコーディネートを進めてきたところですが、いただきましたご意見を参考に、今後もより一層、取組を進めていくこととします。また、フィールドの確保といった観点では、県民税を活用するうえでの県と市町の役割分担を踏まえて考える必要があります。</p> <p>森林や自然をフィールドとした体験や学びの場の整備の取組が一層進むよう検討していきます。</p>
73	6. 「みえ森と緑の県民税」を活用した施策基本方針②「県民全体で森林を支える社会づくり」 対策③「森を育む人づくり」	<p>これまでは小・中学生を対象に森林環境・木育を行っているが、小学校以降より時間的余裕のある幼児期に発達の特徴を活かし体験により教育を行うべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が定める環境推進法において、明確に幼児期を対象にする事が明記されている。 ・国レベルの検討(国土緑化推進機構)の検討でも体験活動は幼児期に行うことが重要とし、『森と自然を活用した保育・幼児教育』が推進されている。 ・幼児期の『森を育む人づくり』は三重県においては有効性を調査し、『野外体験保育』を推進しているので、森と緑の県民税を活用し、普及させるべきである。 	①反映するもの	<p>未就学児を対象として、森林環境教育や木育の取組を進めることは重要であり、野外体験保育もその一環であると考えています。</p> <p>森林や自然をフィールドとした体験や学びの場の整備の取組が一層進むよう検討していきます。</p>
74	6. 「みえ森と緑の県民税」を活用した施策基本方針②「県民全体で森林を支える社会づくり」 対策③「森を育む人づくり」	<p>人材育成を『みえ森づくりサポートセンター』だけに任せるのではなく、県内全域に『野外体験保育』を普及させるため、保育者等への養成講座、その後のフォローする講座を行うべきである。</p>	①反映するもの	<p>「みえ森づくりサポートセンター」は、森林環境教育・木育や森づくり活動を進めていくための拠点施設です。サポートセンターの取組として、野外体験保育に関する講座の実施は、サポートセンター設置の主旨から、妥当と考えます。</p> <p>具体的な取組の内容や方向性については、今後検討を進めてまいります。</p>

番号	該当箇所	ご意見	対応	ご意見に対する考え方
75	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策 基本方針②「県民全体で森林を支える社会づくり」 対策③「森を育む人づくり」	施設だけでなく、直接体験できるフィールド作りにあてるべきである。 ・平成27年の県の調査での課題として『体験を行うフィールドが少ない』とある。 ・長野県では今年度から自然保育制度の認定園の整備費を県税版森林環境税で措置している。 ・森林ボランティア団体の活動のフィールド等の保育所・幼稚園等による活用の支援 ・保育所、幼稚園、認可外保育施設等が独自で、または複数園が共同で利用するフィールドの整備等に対する支援	①反映するもの	フィールドの確保といった観点では、県民税を活用するうえでの県と市町の役割分担を踏まえて考える必要があります。 森林や自然をフィールドとした体験や学びの場の整備の取組が一層進むよう検討していきます。
76	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策 基本方針②「県民全体で森林を支える社会づくり」 対策③「森を育む人づくり」	幼児期はその保護者との関係が密接であるので、三重県の推進している『野外体験保育』が普及することは、子どもだけでなく、大人の意識を変えることになり、大変有効である。認可外保育施設(森のようちえん)には山間地だけでなく、都市部の子どもも多く通っている。	①反映するもの	いただいたご意見は、今後の事業実施の参考とさせていただきます。
77	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策 基本方針②「県民全体で森林を支える社会づくり」 対策③「森を育む人づくり」	幼児期からの取り組みの重要性をすごく願っている。幼児期は小学校以上とは違い、「環境による育ち」(教育要領保育指針)が大切であって、森の中で育つことが子どもたちのその後の価値観を養う。	①反映するもの	未就学児を対象として、森林環境教育や木育の取組を進めることは重要であり、野外体験保育もその一環であると考えています。
78	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策 基本方針②「県民全体で森林を支える社会づくり」 対策③「森を育む人づくり」	・やはり養成にはお金がかかると思う。そこにお金を使うべき。なぜならばそこを育てると、もっと全体が育つと思うから。 ・森林と触れ合う機会の創出とあるが、単発で行われているものが多いと思う。もっと日々の暮らしの延長になるようなことがとても大切だと思う。そう考えるとやはり、幼児期は親との関わりが深い時期であり幼児期は時間のしぼりが少ないという観点から野外体験保育のフィールド整備が重要だと考える。更にこういったことを考えると、少子化対策課とみどり共生推進課の垣根を越えて、タッグを組み、お金の流れを野外保育に出してほしいと考える。	①反映するもの	未就学児を対象として、森林環境教育や木育の取組を進めることは重要であり、野外体験保育もその一環であると考えています。 これまでも、「みえ森づくりサポートセンター」の取組として、森林環境教育や木育の指導者養成や、団体等との連携、学校等における教育活動のコーディネートを進めてきたところですが、いただきましたご意見を参考に、今後もより一層、取組を進めていくこととします。また、フィールドの確保といった観点では、県民税を活用するうえでの県と市町の役割分担を踏まえて考える必要があります。 具体的な取組の内容や方向性については、今後検討を進めてまいります。
79	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策 基本方針②「県民全体で森林を支える社会づくり」 対策③「森を育む人づくり」	・小、中学生を中心とした活動になっていますが、幼稚園保育園の幼児期に行うことを求めます。国レベルの国土緑化推進機構では、体験活動は小学生の学校教育の忙しさから幼児期に行うことが重要とされ、また林野行政からも森と自然を活用した保育・幼児教育が促進されています。 ・石川県も独自の「いしかわ森林環境税(500円)」を用いて自然環境課により「里山子ども園推進事業」として「もりの保育園プログラム」を活用し、年に40回程度、県の半数の幼稚園が参加する事業を実施されています。	①反映するもの	未就学児を対象として、森林環境教育や木育の取組を進めることは重要であり、野外体験保育もその一環であると考えています。

番号	該当箇所	ご意見	対応	ご意見に対する考え方
80	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策基本方針②「県民全体で森林を支える社会づくり」対策③「森を育む人づくり」	・三重県は「〇〇」を筆頭に「野外体験保育」が促進されていますが、幼稚園、認可外保育園などの施設が独自でまたは共有するフィールドの整備や人材教育など、森林がそして子どもたちの未来が良くなるためにもこういう団体への支援に森林税の一部を活用して頂きたいです。	④反映することが難しいもの	未就学児を対象として、森林環境教育や木育の取組を進めることは重要であり、野外体験保育もその一環であると考えています。 県民税は、2つの基本方針、5つの対策に基づく新たな取組に活用することとしており、実施した事業については有効性、効率性、公益性の視点から評価を行っています。 これまでも、団体等が実施する「活動の支援」は実施されていますが、特定の団体の人件費等の運営支援を目的とした活用は困難と考えています。
81	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策基本方針②「県民全体で森林を支える社会づくり」対策③「森を育む人づくり」	・小中学校生を対象に森林環境・木育を行っているが、小学生になってからは、時間的な余裕も大幅に減少するため、幼稚園教育要領(平成29年3月31日文科科学省告示第62号)より、第1章総則 第2幼稚園教育において育みたい資質、能力及び「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」とあるように幼児も対象とし森林環境、木育を推進していただきたい。 ・三重県でも「野外体験保育」を推進しているので、もっと「森を育む人づくり推進事業」の1つとして県民税を活用し、野外保育活動を行える環境づくりを実施していただきたい。	①反映するもの	未就学児を対象として、森林環境教育や木育の取組を進めることは重要であり、野外体験保育もその一環であると考えています。 なお、フィールドの確保といった観点では、県民税を活用するうえでの県と市町の役割分担を踏まえて考える必要があります。 森林や自然をフィールドとした体験や学びの場の整備の取組が一層進むよう検討していきます。
82	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策基本方針②「県民全体で森林を支える社会づくり」対策③「森を育む人づくり」	・三重県と隣接する同じ森林面積も広い岐阜県では、美濃加茂市のように自治体でも「里山千年構想」を策定し、「里山整備」「里山活用」「資源活用」を柱に里山再生事業を実施し、里山活用の位置づけで、自然体験活動を基軸にした子育て、教育などの事業形態の「森のようちえん」や野外保育活動を積極的に応援している。そういった支援を三重でも行い、幼児の頃より森との共存を学ぶことで、長い目線での三重の将来のための森林づくりを担う人材を育成することや技術者の育成にも大きくつながると思う。	①反映するもの	里山の整備・活用といった観点では、これまでも地域に密接な課題として、市町がその役割分担に応じて取り組んできたところであり、今後も取組が進んでいくものと考えています。 また、森林・山村多面的機能発揮対策交付金を活用し、里山と教育活動を組合せた取組が行われているところです。 森林や自然をフィールドとした体験や学びの場の整備の取組が一層進むよう検討していきます。
83	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策基本方針②「県民全体で森林を支える社会づくり」対策③「森を育む人づくり」	周りを見れば森林があふれている中で、森林に触れ合う機会が非常に少ないと感じています。小学生より森の大切さや機能などいろいろ学ぶ、体験するなど県として取り組んでいただき、自然に触れあう木育に力を入れてほしいです。	②既に反映しているもの	これまでも、森林環境教育や木育の取組を進めてまいりましたが、今後も積極的に取り組んでいくこととします。
84	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策基本方針②「県民全体で森林を支える社会づくり」対策③「森を育む人づくり」	人材育成を行った「森のせんせい」や木育インストラクターの活動の場の提供など仕組づくりが必要。また、木育インストラクターの技術向上を図るためのステップアップ研修が必要と考えます。	③実施にあたって参考とするもの	これまでも、みえ森づくりサポートセンターが実施する「森の学校」等で、森林環境教育・木育の指導者である「森のせんせい」にご活躍いただいているところです。また、今年度においても、三重県総合博物館MieMuで開催する「ミエトイ・キャラバン in MieMu」において「森の学校」を開催するとともに、みえの木育ネットワーク会員によるワークショップを実施します。 今後も、これまで育成した指導者の一層のレベルアップが図れるような人材育成プログラムの構築を検討していきます。

番号	該当箇所	ご意見	対応	ご意見に対する考え方
85	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策基本方針②「県民全体で森林を支える社会づくり」 対策③「森を育む人づくり」	菰野町の「〇〇」や、まだ実績は浅くとも、いなべで立ち上がりはじめた「〇〇」など、自然保育を実践されている園への支援、補助を願います。 森での保育は、五感通じた豊かな経験が、伸びやかな感性、柔軟性を育て、次世代を牽引する人となりを形成すると期待します。 森へ入っていくことで、整備を兼ね、地域での人と人の繋がりを生む取り組みにもなります。	④反映することが難しいもの	未就学児を対象として、森林環境教育や木育の取組を進めることは重要であり、野外体験保育もその一環であると考えています。 一方、県民税は、2つの基本方針、5つの対策に基づく新たな取組に活用することとしており、実施した事業については有効性、効率性、公益性の視点から評価を行っています。 これまでも、団体等が実施する「活動の支援」は実施されていますが、特定の団体の人件費等の運営支援を目的とした活用は困難と考えています。
86	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策基本方針②「県民全体で森林を支える社会づくり」 対策③「森を育む人づくり」	森林環境教育を乳幼児期まで拡大することが望ましいと思います。幼児期における自然等を活かした環境・保育の重要性は平成29年3月に改訂された幼稚園 教育要領でも明示されています。また、三重県でも健康福祉部子ども・家庭局少子化対策課が野外体験保育の有効性を調査し、現在普及に努めているので、関連性を持った対策を講じて欲しいと思います。 私の次男は、菰野町にある野外体験保育施設を今春卒園しましたが、在園中の様々な体験はこの先の礎となると確信しています。次男の影響もあり長男も自然に触れる機会を求め、自然学校やキャンプに積極的に参加しています。親子で川遊びや登山を楽しむようになったことも大きな変化です。 イベント的な事よりも教育に予算を回す事で得られる効果は大きいと思いますので、是非検討していただきたいです。	①反映するもの	未就学児を対象として、森林環境教育や木育の取組を進めることは重要であり、野外体験保育もその一環であると考えています。 森林や自然をフィールドとした体験や学びの場の整備の取組が一層進むよう検討していきます。
87	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策基本方針②「県民全体で森林を支える社会づくり」 対策③「森を育む人づくり」	森を育む人づくり...私の息子は、菰野町にある野外体験保育施設に通っていました。自然保育の考え方は、これからの多様性のある、子供の教育に必要なだと、在園中も町立小学校に通っている今も強く感じます。 野外体験保育施設に集まる父母や、在所の方々(大半はご高齢です)に囲まれて、わたしは育児の辛さや悩みに対して、毎日、まるでカウンセリングを受けているような心強さを感じましたし、息子もこの環境に救われたところが大きいと思います。 わたし自身は県外から嫁ぎましたが、このように自然保育が選択できる地域に住むことができて、我が家は本当にラッキーだったと思っています。 安全な森の中で、たくましく、人や生き物に優しい子供たちを育てるにあたって、環境の整備や人材育成は必要不可欠です。この部分に県民税を活用してくださることを希望します。 三重県は、都市部であっても、比較的容易に近隣の自然にアクセスできる恵まれた環境です。どこの都道府県でもできるような、画一的な教育環境ではなく、三重県ならではの、自然を生かした自然保育や教育を選択できる強みをアピールできれば、移住を考えている若い世代にも魅力的ですし、地元の森に幼児期から親しめば、地元愛も自然に沸き、リターン率も上がるのではないのでしょうか。 ぜひ、ご一考をよろしく願います。	①反映するもの	未就学児を対象として、森林環境教育や木育の取組を進めることは重要であり、野外体験保育もその一環であると考えています。 これまでも、「みえ森づくりサポートセンター」の取組として、森林環境教育や木育の指導者養成や、団体等との連携、学校等における教育活動のコーディネートを進めてきたところですが、いただきましたご意見を参考に、今後もより一層、取組を進めていくこととします。 森林や自然をフィールドとした体験や学びの場の整備の取組が一層進むよう検討していきます。
88	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策基本方針②「県民全体で森林を支える社会づくり」 対策③「森を育む人づくり」	対策3. 森を育む人づくり 想定事業案④森林環境教育・木育が行える場の整備について 川下の子どもたちだけで間伐体験などをするのではなく、若いお父さん、お母さんとともに親子での参加を促し、みえ森と緑の県民税について、これまでの成果を含めて理解を深めていただいたらどうでしょうか。	②既に反映しているもの	これまでも、みえ森づくりサポートセンターが主催し、親子で参加する「こども森の写真教室」など、子どもたちに限定せず、親子での参加を呼び掛ける取組を行っています。 また、三重の木の遊具などを活用し、木に親しむ取組である「ミエトイ・キャラバン」も県内各地で行っているところです。 ご意見いただきました取組を、今後も継続して進めていくこととします。

番号	該当箇所	ご意見	対応	ご意見に対する考え方
89	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策 基本方針②「県民全体で森林を支える社会づくり」 対策③「森を育む人づくり」	・三重の森林づくりを担う人材の育成にも力を入れているのがとても良いと思いました。・森林とふれあう機会や県産材で制作した机・イスの配備や、木製遊具・玩具の整備等を用いるという取り組みも良いと思いました。	⑤その他	今後も継続して、みえ森と緑の県民税では「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」に沿った対策を実施していきたいと考えています。
90	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策 基本方針②「県民全体で森林を支える社会づくり」 対策③「森を育む人づくり」	鈴鹿山脈が間近に見える、菰野町に住んでおります 天気や、四季により様々な景色に変化し、美しく見える時間は心にも良い影響を与えてくれます 菰野町にある、野外体験保育施設に子供を通わせております 里山や、田んぼ、畑、自然環境の中で毎日を過ごしています 税金で、建物や施設を作って頂けるのも有難いですが 子供のころを育てる為の教育にも是非使って頂きたいです 自然は全ての人間に平等に降り注ぎます その中で学ぶことは、心にもとても良い影響を与えてくれると思っています その指導してくれる先生や団体にも、ぜひ税金を使って頂きたいです 今、森の風ようちえんは一切行政のお金は使われていないそうです	④反映することが難しいもの	未就学児を対象として、森林環境教育や木育の取組を進めることは重要であり、野外体験保育もその一環であると考えています。 一方、県民税は、2つの基本方針、5つの対策に基づく新たな取組に活用することとしており、実施した事業については有効性、効率性、公益性の視点から評価を行っています。 これまでも、団体等が実施する「活動の支援」は実施されていますが、特定の団体の人件費等の運営支援を目的とした活用は困難と考えています。
91	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策 基本方針②「県民全体で森林を支える社会づくり」 対策③「森を育む人づくり」	三重県の森のようちえん等の野外活動を重視した保育施設の環境整備・運営に費用をあててください。4歳になる娘を森のようちえんに通わせております。家庭で娘に教えることが難しいと感じました。自分も子供の時は、野山で遊びました。しかし、今は娘を連れて山に入るのが怖いです。道を歩く自信が無い、虫や蛇などが怖い、お弁当を広げて猿に襲われたらどうする？なぜだろう？と思いながら、娘を森のようちえんに通わせ始めました。ようちえんでは大きな自然に包まれながらも、整備されていました。自分が小さいときに入っていた野山、と思っていたところは、まだ林業を営んでいたり、人が通ることがある里山だったことに気が付かされました。ようちえんでは、先生方や地元の方々、保護者の皆様の手で、子供たちの育つフィールドとなるように整備し運営しています、が、まだまだ不足している部分もあり、費用も不足しています。そういったフィールドがより整備されるように、環境整備・運営に費用を使わせていただければと思います。	④反映することが難しいもの	未就学児を対象として、森林環境教育や木育の取組を進めることは重要であり、野外体験保育もその一環であると考えています。 一方、県民税は、2つの基本方針、5つの対策に基づく新たな取組に活用することとしており、実施した事業については有効性、効率性、公益性の視点から評価を行っています。 これまでも、団体等が実施する「活動の支援」は実施されていますが、特定の団体の人件費等の運営支援を目的とした活用は困難と考えています。
92	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策 基本方針②「県民全体で森林を支える社会づくり」 対策③「森を育む人づくり」	我が家は今、5歳の男の子と3歳の女の子の二人が、菰野町にある野外体験保育施設に通っています。認可外保育施設のため、補助金がなく先生方は大変な思いで保育をしてくださっています。園児たちは毎日、田んぼで全身泥んこになったり、川で魚釣りをしたり、山で罾を仕掛けたり、おもいっきり身体を使い遊んでいます。あのキラキラした瞳を見ると、本当にこのようちえんに通わせてよかったと思えます。 5歳の息子は最初違う保育園に通っていましたが、野外体験保育施設に変わってからの心の成長が正直すさまじいです。このような自然保育のようちえんが三重県内で少しでも増えていくこと、一人でも多くの子どもたちが自然の中でおもいっきり遊ぶ経験ができることを望みます。自然保育の良さを知り、それを広めたいと思っている保護者が本当にたくさんいます。	①反映するもの	未就学児を対象として、森林環境教育や木育の取組を進めることは重要であり、野外体験保育もその一環であると考えています。 森林や自然をフィールドとした体験や学びの場の整備の取組が一層進むよう検討していきます。

番号	該当箇所	ご意見	対応	ご意見に対する考え方
93	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策 基本方針②「県民全体で森林を支える社会づくり」 対策③「森を育む人づくり」	森を守ることを考えた時、やはり、幼少期から、森に慣れ親しんでいることが、大切だと思います。森が大好きな人を育てる、自然を守る、命を大切に考える、〇〇のような団体に是非、このような税金を使っていたら、嬉しいです。親子で森に行く機会が増えればおのずと、関心をもっと向けられるのでは。小さいうちからの教育、体験をもっとしていったら、人材育成に繋がると思います。森が大好きな子供たち、きっと帰ってきてくれるのでは。	④反映することが難しいもの	未就学児を対象として、森林環境教育や木育の取組を進めることは重要であり、野外体験保育もその一環であると考えています。 一方、県民税は、2つの基本方針、5つの対策に基づく新たな取組に活用することとしており、実施した事業については有効性、効率性、公益性の視点から評価を行っています。 これまでも、団体等が実施する「活動の支援」は実施されていますが、特定の団体の人件費等の運営支援を目的とした活用は困難と考えています。 森林や自然をフィールドとした体験や学びの場の整備の取組が一層進むよう検討していきます。
94	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策 基本方針②「県民全体で森林を支える社会づくり」 対策③「森を育む人づくり」	私は、7歳と4歳の子どもをもつ専業主婦です。4歳の子どもは、菰野町にある野外体験保育施設で毎日過ごしています。このようちえんの子どもは、毎日のように 森や田んぼや畑の中で過ごせる環境があります。そういう環境で生物や自然とふれあいながら育つことで、木や森や自然、生物を大切にできる本当の感覚が養われるのではないかと考えています。知識だけで教え込む教育ではなく、体験できる環境があります。当たり前販売され、消費されているペットボトルのドリンク類、使い捨て商品、コンビニ等の廃棄弁当など資源の少ない国であるにも関わらず、何の疑問も持たずに目先の安い高いというだけのお金の価値観を持っている大人が多い中、自然保護など先の事を考えられる大人が育つでしょうか。今、私が一番価値ある仕事と思っているのは、幼児世代の子育てです。AIに負けない、考えて次世代をつくっていける人間を育てていく事が国策ではないかとも考えています。〇〇は菰野の町民の方、保護者、先生等だけで里山を整え使っている状況です。このようちえんの魅力を是非知って頂き、これからも人を育てるこのようちえんのような活動がもっともっと広がっていけるよう県民税を使ってください。	①反映するもの	未就学児を対象として、森林環境教育や木育の取組を進めることは重要であり、野外体験保育もその一環であると考えています。 森林や自然をフィールドとした体験や学びの場の整備の取組が一層進むよう検討していきます。
95	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策 基本方針②「県民全体で森林を支える社会づくり」 対策③「森を育む人づくり」	5年計画で実施されました緑の県民税のお陰で当組合管内の整備が沢山出来ましたが、まだまだ残す所は多くあります。更なる整備が必要だと考えます。此の制度を今やめてしまえば5年間の実績が水に流れてしまいます。森林環境譲与税と共に進めて行く事が県下の山が守れると期待しております。森林の恩恵を受けておる県民全てから徴収する税の仕組みが理解されていない方が多くいられます。PRが足りないように思います。一つの方法として学校教育関係者の理解が出来ていないので、更なる研修等実施して、子供に税の仕組みを教える事が、大人への理解が得られる近道ではないでしょうか。みえ森と緑の県民税の継続をよろしくお願いいたします。	③実施にあたって参考とするもの	これまでも、森林環境教育や木育の取組を進めてまいりましたが、今後も積極的に取り組んでいくこととします。また、これまでも学校教職員を対象とした研修を実施してきましたが、研修内容も含めて検討を進めてまいります。

番号	該当箇所	ご意見	対応	ご意見に対する考え方
96	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策基本方針②「県民全体で森林を支える社会づくり」 対策③「森を育む人づくり」	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児期からの野外体験保育などの活動にも使ってほしいです。 ・森や里山を大いに活用した保育、森林の整備や里山の保全活動などを日々継続して実施している菰野町の〇〇が資金不足という現状がある。 ・そのため活動が制限されたり存続の危機を感じている。 ・他にも同様の団体が存在する。 ・それらの団体にはみえ森と緑の県民税の考え方に非常に沿ったことを実践するために必要な知識や技術、意志を兼ね備えたスタッフや地元の協力者の方々がいます。 ・そのような団体が資金不足の為に消滅し、活動ができなくなるのは非常に残念であり三重県にとっても大きな損失になると思います。 ・それらの活動をしている施設や団体に利用することは、2つの基本方針と5つの対策すべてに大きく繋がって行くため大変効果的で有効利用になり三重県民にとって有益となると考えます。ぜひともよろしくお願い致します。 	④反映することが難しいもの	<p>未就学児を対象として、森林環境教育や木育の取組を進めることは重要であり、野外体験保育もその一環であると考えています。</p> <p>一方、県民税は、2つの基本方針、5つの対策に基づく新たな取組に活用することとしており、実施した事業については有効性、効率性、公益性の視点から評価を行っています。</p> <p>これまでも、団体等が実施する「活動の支援」は実施されていますが、特定の団体の人件費等の運営支援を目的とした活用は困難と考えています。</p>
97	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策基本方針②「県民全体で森林を支える社会づくり」 対策③「森を育む人づくり」	子供にとって何が一番大切か、それは、体、心を使って自然の中で思いっきり遊ぶことだと思います。子供にゲームばかりさせず、虫、魚、山、森、田んぼに畑そんな場所で養育できる、菰野にある〇〇にその素晴らしい税金を使ってください	④反映することが難しいもの	<p>未就学児を対象として、森林環境教育や木育の取組を進めることは重要であり、野外体験保育もその一環であると考えています。</p> <p>一方、県民税は、2つの基本方針、5つの対策に基づく新たな取組に活用することとしており、実施した事業については有効性、効率性、公益性の視点から評価を行っています。</p> <p>これまでも、団体等が実施する「活動の支援」は実施されていますが、特定の団体の人件費等の運営支援を目的とした活用は困難と考えています。</p>
98	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策基本方針②「県民全体で森林を支える社会づくり」 対策③「森を育む人づくり」	みえ森林・林業アカデミーでの人材育成とのすみわけは明確になっていると思いますが、摺合せをお願いします。	②既に反映しているもの	<p>みえ森林・林業アカデミーは、主に既就業者(林業従事者)を育成対象に、新たな視点や多様な経営感覚を持つ人材の育成を目的とする等の特徴を有しており、市町の森林・林業担当職員を対象とした講座の開設も検討しています。</p> <p>また、みえ森づくりサポートセンターでは、森林環境教育や木育の指導者の養成、森づくり活動に取り組むNPOやボランティアの育成を行っており、今後もその役割を担うものとなります。</p>

番号	該当箇所	ご意見	対応	ご意見に対する考え方
99	6. 「みえ森と緑の県民税」を活用した施策基本方針②「県民全体で森林を支える社会づくり」 対策③「森を育む人づくり」	<p>・これまでの三重県の「森と緑の森林税」の枠組みでの教育活動は、小中学校の教育課程が中心。森林環境教育等の対象に、幼児期を明確に位置付け、また幼稚園・保育所・認定こども園・認可外保育施設に合わせた支援策を講じることを強く希望する。「三つ子の魂百まで」と言われるように、幼児期に得た体験がその人の人生に大きく関わっていることは確かである。よって、小中学校以前の幼児期に、森を肌で感じ、自然と共に生きている、自然に生かされていると言うことを、実感できる機会を増やして行くことが大切であると考えます。</p> <p>また、息子の通う野外体験保育施設は、まさに自然と共にある暮らしを体験できる環境がある。森を適宜に光が差し込むよう、手を入れることで、森の生態系も保っている。また、大正田にもフィールドがあり、そこでの田んぼの取り組みも、大正田の生態系を保つことに貢献している。今年からは新たな取り組みとして、フィールド解放を行い、未就学児を対象に自然に直に触れる機会を提供している。昔は野山を駆け巡り、地域の子どもたちが群れをなして遊ぶ姿が見られたが、今は住宅地と自然豊かな環境が分断されていることが多い。そういった環境の中で、いかに自然と出逢うかは、小さい頃から自然と親しみ、培われた記憶であり、体験があるからこそできることである。また自然の偉大さや、畏れ敬う気持ちというものは、そういったことに出逢わなければ、生まれてこないものである。</p>	①反映するもの	<p>未就学児を対象として、森林環境教育や木育の取組を進めることは重要であり、野外体験保育もその一環であると考えています。</p> <p>森林や自然をフィールドとした体験や学びの場の整備の取組が一層進むよう検討していきます。</p>
100	6. 「みえ森と緑の県民税」を活用した施策基本方針②「県民全体で森林を支える社会づくり」 対策③「森を育む人づくり」	<p>〇〇は、認可外保育施設に当てはまるが、はっきり申し上げると厳しい経営を迫られているのが現状である。未来を担う子どもたちを、よりよい環境の中で、地域と自然に抱かれて育つよう、先生方は熱い想いをもちつつ、でも給料が安い中働いてくださっている。ぜひ〇〇に、支援をお願いいたします。野外保育に携わる保育者の養成講座も開催しており、志のある保育者がたくさん集ってくださっています。人材育成にも当然のごとく、資金が必要である。そこにも更なる資金の充実を希望する。</p>	④反映することが難しいもの	<p>未就学児を対象として、森林環境教育や木育の取組を進めることは重要であり、野外体験保育もその一環であると考えています。</p> <p>一方、県民税は、2つの基本方針、5つの対策に基づく新たな取組に活用することとしており、実施した事業については有効性、効率性、公益性の視点から評価を行っています。</p> <p>これまでも、団体等が実施する「活動の支援」は実施されていますが、特定の団体の人件費等の運営支援を目的とした活用は困難と考えています。</p>
101	6. 「みえ森と緑の県民税」を活用した施策基本方針②「県民全体で森林を支える社会づくり」 対策③「森を育む人づくり」	<p>紙面で自然と共に過ごす大切さをお伝えすることには限りがある。ただ、熱い想いを持って、将来の日本を担う、また世界にも貢献する人材を担うには、大きな視点で世界を捉え、自分自身で生きる力を身につけていくことこそ、AIが主になって行くであろう、これからの時代に一番必要なことだと考える。その力を身につけるための一番の近道が、自然の中に身を置き、自分で考え、行動できるようになることではないか。そのためにも、「みえ森と緑の県民税」を幼児期の森林環境教育に必要性を強く感じる。</p> <p>・石川県は、これまでも県森林環境税を用いて、幼稚園・保育所の支援の仕組みを構築してきており、 http://mori-zukuri.jp/wp_foresapo/wp-content/uploads/2018/01/ishikawa_report.pdf また、長野県も今年度から自然保育制度の認定園のフィールド整備費を県税版森林環境税で措置しており、 http://morizukuri.jp/wp_foresapo/wpcontent/uploads/2018/01/nagano_report.pdf</p> <p>また、三重県も参画することになった「森と自然を活用した保育・幼児教育」推進自治体ネットワークも、岐阜県・秋田県は林務部署が窓口になって参画していると伺った。三重県でも林務部署を主体的に参画することを希望する。</p>	①反映するもの	<p>未就学児を対象として、森林環境教育や木育の取組を進めることは重要であり、野外体験保育もその一環であると考えています。</p> <p>森林や自然をフィールドとした体験や学びの場の整備の取組が一層進むよう検討していきます。</p>

番号	該当箇所	ご意見	対応	ご意見に対する考え方
102	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策基本方針②「県民全体で森林を支える社会づくり」 対策③「森を育む人づくり」	まず、このような税金の使われ方をしていることを全く知らずに過ごしておりました。きっと私のように全く知らず何気なく過ごしている人は沢山いると思います。現在、菰野町にある野外体験保育施設に5歳の息子を通わせているのですが、入園するまでも非常に悩みました。理由は、高額な月謝です。ですが、幼児期に自然の中で人間らしく思いっきり過ごして、人間の軸をしっかりさせたいと思い、思い切って入園させました。実際に入園させ2年経ち、毎日土仕事して真っ黒けで帰ってくる息子は、野外体験保育施設のおかげで、心のたくましい、豊かな子どもに成長してくれています。ようちえんの先生達だけでなく、やはり菰野町の自然のパワーだと思います。子ども達は、自然の中で自然をおもいきり感じ、大人達に何かを与えられてではなく、自分達の感じたものを感じたままに生き、大人の感覚を遥かに、遥かに超えて過ごしています。そして、それが当たり前のように自分の軸になっているので、自然に与えられた対応能力、身体能力は、本当に凄いです。こんな素晴らしい、生きていく上で大切な原点を教えてもらえる環境は他には無いと思います。そして、同じ幼い子どもを育てる方にも、そうでない方にも、どんどん知って欲しいですし、身近に感じていただきたいです。このままでは、勿体ないです!!!その為には、沢山の支援が必要です!!!熱い思いだけでは、このような場に相応しくないのかもしれませんが、是非、この大切な子どもを育てる親としての思いを伝えたく、メールさせていただきました。何卒、目の輝いた子ども達の為にも、宜しくお願い致します。	①反映するもの	事業成果や事業効果がより多くの県民に伝わるよう、様々な手法を活用したPRIに取り組んでいくこととします。 未就学児を対象として、森林環境教育や木育の取組を進めることは重要であり、野外体験保育もその一環であると考えています。 森林や自然をフィールドとした体験や学びの場の整備の取組が一層進むよう検討していきます。
103	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策基本方針②「県民全体で森林を支える社会づくり」 対策③「森を育む人づくり」	森を育む人づくり 一番大切なのは安全対策だと考えます。いくらやりがいのある仕事でも、現在の災害発生率では魅力的な仕事にはなかなか得られません。そのため、三重の森林づくりを担う人材の育成に、安全対策の拡充を強く望みます。	④反映することが難しいもの	新たな担い手の確保のみに関わらず、現在森林・林業を担っている方々の安全を確保し、長くご活躍いただくことは非常に重要と考えています。 県民税の使途としては想定していませんが、今後取り組むべき課題と考えており、対応について検討を進めていきます。
104	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策基本方針②「県民全体で森林を支える社会づくり」 対策③「森を育む人づくり」	今回私が意見申し上げる内容は、全般に、森林(特に人々の暮らしに距離的にも関係性的にも近い「里地里山」)に、子どもたちの教育資源としての大きな価値を見出し、次世代に残していくことを望むことを目的とする。特に、三重県が少子化対策課を中心としてすすめる「野外体験保育」の今後の広がりや発展、深まりを見据えて、県内の全ての幼児期の子どもたちと、その子どもたちの育ちを守る立場にある保育者または保護者が、森をフィールドとして遊び込める環境づくりを、当該税金を充てる事業として明確に位置づけしていただきたい。当然、当該税金を運用する課と少子化対策課の密接な連携が望まれる。	①反映するもの	未就学児を対象として、森林環境教育や木育の取組を進めることは重要であり、野外体験保育もその一環であると考えています。 森林や自然をフィールドとした体験や学びの場の整備の取組が一層進むよう検討していきます。

番号	該当箇所	ご意見	対応	ご意見に対する考え方
105	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策基本方針②「県民全体で森林を支える社会づくり」 対策③「森を育む人づくり」	<p><里山の野外体験保育のフィールド化事業> 近年の里山や竹林の荒廃の原因のひとつとして、人々の里山の資源の利用価値が下がり保全の必要性が無くなったと考えられる。一方、幼児期の自然体験の必要性が県実施アンケート結果からも明確となり県内の幼児たちが森を含めた自然の中での活動を増やすことが課題となっている。そこで、比較的立ち入りやすい里山や竹林を、幼児教育のフィールドとしても位置付け、認められた保育活動を行う施設または団体から要請があった場合に山主さんの許可のもと環境整備を行うときにはこれに作業費用に対して補助金が充当される整備をすすめる。事例として、菰野町・〇〇では、活用がなく放棄されていた2haほどの雑木林を、園が借り受け、園児や卒園児およびその保護者や地域住民が環境整備し、主な保育活動場所としたことで自然環境として非常に良い方向に変化している例がある。しかしこれには、労力はボランティアであり機械関係を使用するための燃料も自己負担であるため、県が認める保全活動として認められて補助があることが望ましい。また希望的推測として、里山に定常的に保育園児等が通い遊ぶようになると、それにとまなう保全活動も含めて、里山に人が出入りする頻度や時間が増えることで、鹿や猿など有害駆除対象となる獣たちとの境界線が生まれてくることもあるのではないだろうか。災害を防止する里山や竹林の整備が、教育資源の整備をすすめることとなる一石二鳥案。</p>	①反映するもの	野外体験保育を行うためのフィールドの確保といった観点では、県民税を活用するうえでの県と市町の役割分担を踏まえて考える必要があります。 森林や自然をフィールドとした体験や学びの場の整備の取組が一層進むよう検討していきます。

番号	該当箇所	ご意見	対応	ご意見に対する考え方
106	6. 「みえ森と緑の県民税」を活用した施策基本方針②「県民全体で森林を支える社会づくり」 対策③「森を育む人づくり」	<p><里山における幼児の体験活動の普及事業> 全国的にも三重県においても、自然体験学習といえば小学校児童以上の活動が多くみられるが、近年は幼児期からの自然体験学習が人間形成(生き抜く力を育む)の土台作りに大きく寄与すると言われており、全国的に野外保育や自然体験活動を行う未就学児活動を、「森のようちえん」と称していることから、森林を活用した野外活動が主流である場合が多い。三重県は南北に長く、どの市町からも山が近く、海が近く、川も近い。そのような地形的特徴をぜひ活かして、全国レベル的に高い「野外体験活動の普及」をめざせるものとする。特に里山は、脳科学的に幼児期の遊び場に最適とされる「適度な高低差」をもつ場所が多く、これも幼児教育の場として生かされるべきと考える。また、身近な山に大人と共に入り、安心して森のたくさんの植物・樹木・動物・昆虫と出会うことで、自分たちがとても命豊かな場所で過ごしていることを体感することができ、これは三重県が推進する森林環境教育プログラム(LEAF)でも必要なステップとされる「野外で楽しく遊ぶ～自然を体感して気づく」にあたる大切な活動であると考えます。石川県では、県民参加の森づくりの推進として里山こども園推進事業を、いしかわ森林環境税を財源として実施している事例は興味深い。そこで</p> <p>①森林の知識のある大人が、近年の保育指針や幼稚園教育要領について学び、里山での野外体験保育の補助(保育士や幼稚園教諭のサポート)を行える指導者を養成する事業の創設。現状、少子化対策課において野外体験保育指導者養成講座を開講されているが、ここへのコラボレーションとして、森林分野にいる大人たちが保育について学べる研修制度ができることを希望する。</p> <p>②重点的に環境整備した里山フィールドを園児もしくは小学生や親子に開放し、休日を含めて平日でも里山(森林)の中で自由に過ごせる場所を各市町ごとにつくる事業を行う。市町が推進する野外体験保育があればその保育活動に必要な補助を、人的にまたは費用的に補助する。</p> <p>③里山の環境整備と幼児の野外体験については、県庁内で農林水産部と子ども福祉部や非常に強い連携をもちながら事業をすすめていただき当該税金の使用をしていただき、もしくは、部や課の垣根を超えた「野外体験保育推進プロジェクトチーム」を発足していただき、当該税金を有効に活用していただきながら農林水産部・子ども福祉部共に重要な「次代(森林づくり・社会づくり)を担う人づくり」のミッションを遂行していただくことを強く望む。三重県内の全ての子どもたちが森で豊かな体験活動を行い健やかな育ちが守られることを願う。</p>	①反映するもの	<p>未就学児を対象として、森林環境教育や木育の取組を進めることは重要であり、野外体験保育もその一環であると考えていますが、平成29年に実施した「e-モニター制度」を活用したアンケートにおいて、県民税の新たな活用について調査したところ、野外体験保育への支援は、複数の項目の中で最も支持が低いという結果が出ました。この結果から、未だ野外体験保育の認知度や重要性への理解が低いことが考えられます。</p> <p>[e-モニターによるアンケート結果] http://www.e-kocho.pref.mie.jp/monitor/index.html?a=top;result&id=242</p> <p>そのため、野外体験保育の周知も含め、具体的な取組の内容や方向性について検討を進めてまいります。</p>
107	6. 「みえ森と緑の県民税」を活用した施策基本方針②「県民全体で森林を支える社会づくり」 対策③「森を育む人づくり」	<p>小中学校からの森林環境教育への取り組みではなく、幼児期からを対象へとし、三重の自然豊かな環境で野外体験保育を推進する活動へ使って欲しい。三重県が加わった森と自然の育ちと学びの自治体ネットワークの趣旨の通り、幼児期からの取り組みが重要である。自然体験活動を行うフィールドの整備が里山保全や地域活性に大きく繋がる。三重の豊かな森林環境から未来ある子供達への学びの場所としてフィールド整備や自然保育を行なっている幼稚園、認可外幼稚園への活動へ宜しく願います。</p>	④反映することが難しいもの	<p>未就学児を対象として、森林環境教育や木育の取組を進めることは重要であり、野外体験保育もその一環であると考えています。</p> <p>一方、県民税は、2つの基本方針、5つの対策に基づく新たな取組に活用することとしており、実施した事業については有効性、効率性、公益性の視点から評価を行っています。</p> <p>これまでも、団体等が実施する「活動の支援」は実施されていますが、特定の団体の人件費等の運営支援を目的とした活用は困難と考えています。</p>

番号	該当箇所	ご意見	対応	ご意見に対する考え方
108	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策基本方針②「県民全体で森林を支える社会づくり」 対策③「森を育む人づくり」	<p>野外体験保育施設を卒園して今、小学校1年生の長男がいます。毎日のように森の中で木に登り、大好きな虫と戯れて山に行っては、水晶を拾って自然の中で思いっきり遊びました。今でも山が大好きでよく登ります。去年の今頃ようちえんでアルバムに自分の名前も書けず全く文字に興味もない息子に私は、焦りました。左利きだったので周りからは、右手で鉛筆を持たせてみたら？と何度も言われて、本人にも何度も挑戦してみるように伝えました。でも、右手に力が入らずムリでした。私も息子も周りの心配に少し苦しかった時もありました。でも私は、本人を信じて見守ろうと思いました。なぜなら子どもの想いに寄り添って全てを受け入れてひとりひとりを尊重して下さるようちえんの先生方の姿勢がいつも心に響いていたからです。私もそうありたいと思っていました。そして小学校に入って、字を書く事が楽しくて嬉しくてどんどん覚えました。興味があることにはすごい集中力を発揮するんだなあと本当にびっくりしました。そして右手でも書いてみたい！と思うようになり自分から練習を始めて今では、両利きになりました。最近では、習っていない漢字まで教えてほしいとお願いされます。1年前の息子が信じられませんか笑 ようちえんでの貴重な経験や自然の中で培った力がどんどん形を変えて現れてくる事を実感しています。幼児期に自然の中での経験や人との関わりによってできた心の根っこは、強くて逞しいなあと思います。子ども達は、自分らしく生き生きとしています。そんな子どもが増えたらとっても未来が明るいと思います。そんな素晴らしい教育をされている森の風ようちえんを是非支援して頂きたいと思います。</p>	④反映することが難しいもの	<p>未就学児を対象として、森林環境教育や木育の取組を進めることは重要であり、野外体験保育もその一環であると考えています。</p> <p>一方、県民税は、2つの基本方針、5つの対策に基づく新たな取組に活用することとしており、実施した事業については有効性、効率性、公益性の視点から評価を行っています。</p> <p>これまでも、団体等が実施する「活動の支援」は実施されていますが、特定の団体の人件費等の運営支援を目的とした活用は困難と考えています。</p>
109	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策基本方針②「県民全体で森林を支える社会づくり」 対策③「森を育む人づくり」	<p>森のようちえん(野外保育施設)に子どもを通わせる保護者です。森が荒れてしまったり、災害を防ぐのではなくむしろ災害を招いたり、里山の減少により動物が民家近くまで出てくるとい問題は、人が自然から離れてしまったことが原因だと思います。災害に強い森林を作ったり、里山整備にはお金もかかることだと思います。子どもたちの活動を見ていると、子どもたちが森に入っていくことで、また火を焚くのに小枝を集めることで、適度に森の中が整備され、森の中に日が差し、里山の保全がされていると感じます。ひとつひとつの園の出来る範囲は小さいかもしれませんが、子どもたちはこれをお金をかけずに成し遂げています。園舎のある認可園のように公的な支援を受けられない子どもたちに、里山保全しているという面を見ていただき、他の子と同じように公的補助をしていただきたいです。</p>	④反映することが難しいもの	<p>未就学児を対象として、森林環境教育や木育の取組を進めることは重要であり、野外体験保育もその一環であると考えています。</p> <p>一方、県民税は、2つの基本方針、5つの対策に基づく新たな取組に活用することとしており、実施した事業については有効性、効率性、公益性の視点から評価を行っています。</p> <p>これまでも、団体等が実施する「活動の支援」は実施されていますが、特定の団体の人件費等の運営支援を目的とした活用は困難と考えています。</p>
110	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策基本方針②「県民全体で森林を支える社会づくり」 対策③「森を育む人づくり」	<p>私は名古屋市から三重県四日市市へお嫁に来ました。長年子どもを授かることが出来ませんでしたありがたいことに今4つになる娘の母になる事が出来ました。三重県に嫁に来て自然に多く触れることが出来る県で右を見れば海左には山と自然の中にあることができている事にとっても幸せに思いましたし自然災害も多くあり自然の偉大さも怖さも感じていましたので森の中で野や山川の自然の中で気持ち良さや危険を普段の生活のなかで感じながら暮らしているようちえんがあることを知り娘は今はそちらで楽しく過ごさせてもらっています。ですが、このようちえんは認可外の施設のため運営も大変そう先生方の努力父兄の協力なしでは子供達が気持ち良く安全に過ごすことができません。出来ることなら三重県の自然を感じ危険楽しさを学びながら過ごすその経験を持ち育つ子供たちへも是非支援応援していただきたいと思います。きっと大人になってもこの経験は活かされると感じています。県民税をこんな部分に使っていただけるととても気持ち良くいられます。是非よろしく願いしたくメールさせていただきます。</p>	①反映するもの	<p>未就学児を対象として、森林環境教育や木育の取組を進めることは重要であり、野外体験保育もその一環であると考えています。</p> <p>森林や自然をフィールドとした体験や学びの場の整備の取組が一層進むよう検討していきます。</p>

番号	該当箇所	ご意見	対応	ご意見に対する考え方
111	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策基本方針②「県民全体で森林を支える社会づくり」対策③「森を育む人づくり」	3才児と0才児の母です。この豊かな自然の中で子育てがしたいと思い、名古屋から移住して参りました。その中でこの県の取り組み、県民税の使い方はとても有意義と感じます。いなべ市もこれから野外保育に力を入れて行く、とのこと。大賛成です。1年ほど前から森のようちえんや自主保育活動で子供を連れて自然の中で遊んでいます。森の中、自然の中では子供達はとてものびのびと身体全体で四季や天候を感じ、新しい発見や自然の美しさ、と同時に怖さや驚きも学びます。そしてこちらが驚くほどに興味や忍耐力や体力が身につけていきます。この活動を通して、より良い環境作り、森の手入れ、その知識を得ることへの重要性を感じています。ぜひ、今後とも未来担う子供たちがより良い地元の環境、自然の中で成長していくことに力を入れて行ってほしいと思います。最近都会に住む友人からとてもいなべでの生活を羨む声が上がっています。子供がすくすく、のびのびと育てて欲しい、というのは世界中の母が望むこと。この魅力をPRすることは、今後の子育て世代の移住にも繋がることと思います。そのためにはこの豊かな自然を保持する知識を学び、野外保育の知識を学ぶ機会も大切だと思っています。なかなかうまくまとめられませんが、ひとつの意見として受け入れて頂ければ幸いです。	①反映するもの	未就学児を対象として、森林環境教育や木育の取組を進めることは重要であり、野外体験保育もその一環であると考えています。森林や自然をフィールドとした体験や学びの場の整備の取組が一層進むよう検討していきます。
112	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策基本方針②「県民全体で森林を支える社会づくり」対策③「森を育む人づくり」対策④「木の薫る空間づくり」	県では、森林環境教育や木育の推進を・・・⇒この取組については、市町によってかなり温度差があるように思える。森林のある市町についても教育施設への木質化は必要であり、市町配分の2割から3割程度は必要項目として義務化する必要があるように思う。地域産材の有効活用無くしては地域の林業の活性化は無いように思える。県民税で取り組む内容は全てにおいて必要であることから、どの取組みにウエイトを置くかは別としてすべての取組みをバランス良く進める必要がある。	③実施にあたって参考とするもの	市町交付金は「市町が地域の実情に応じて創意工夫して森林づくりの施策を展開するため」に交付しており、各市町がそれぞれ抱える課題解決のために活用しているところ。森林環境教育や木育は全県で取り組まれるべきものと考えていますが、事業の実施にあたっては、各市町の判断に委ねられるものと考えています。県としては、各市町における森林環境教育や木育の取組が一層進むよう、指導者の養成や拠点施設の整備などを進めていきます。
113	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策基本方針②「県民全体で森林を支える社会づくり」対策④「木の薫る空間づくり」	木造住宅建築に県産材をもっと多くの方に利用していただけるよう広告の強化、運用の緩和に取り組んでいただき個人住宅への導入を増やし、資源の有効利用を促進していただきたい。	④反映することが難しいもの	木材の利用促進については、これまでも「三重の木利用推進協議会」などが取り組みを進めているところ。また、木造住宅のPRのために、市町交付金を活用し、住宅建築への助成を行っている市町もあります。一方、事業実施の3原則の一つを「直接的な財産形成を目的とする取組でないこと」としており、県産材利用を通じた木材利用の価値や意味の理解を目的とした取組であることが必要であることから、実施に当たっては、単なる個人住宅への補助は県民の理解を得にくいものと考えています。
114	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策基本方針②「県民全体で森林を支える社会づくり」対策④「木の薫る空間づくり」	近年の小学校は鉄筋を中心に建てられているので、私たちの時代のように木材を中心とした学校を建ててほしい。	⑤その他	市町では「公共建築物等木材利用方針」に基づき、公共施設の木造化・木質化を進めているところ。木材利用の促進や持続可能な森林を後世に引き継ぐため、森林環境教育や木育などの教育活動と木造化・木質化にセットで取り組むことにより、木を使うことの意義の理解を深めながら、県産材の活用を進めていくことが出来ます。なお、公立の小学校建設は市町等が行うものであることから、いただいたご意見については、市町の担当部署に伝達いたします。

番号	該当箇所	ご意見	対応	ご意見に対する考え方
115	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策 基本方針②「県民全体で森林を支える社会づくり」対策④「木の薫る空間づくり」	三重の木材を活用した施設を建てて欲しい。	⑤その他	県や市町では「公共建築物等木材利用方針」に基づき、公共施設の木造化・木質化を進めているところです。 木材利用の促進や持続可能な森林を後世に引き継ぐため、森林環境教育や木育などの教育活動と木造化・木質化にセットで取り組むことにより、木を使うことの意義の理解を深めながら、県産材の活用を進めていくことが出来ます。 いただいたご意見については、市町の担当部署にも伝達いたします。
116	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策 基本方針②「県民全体で森林を支える社会づくり」対策④「木の薫る空間づくり」	伊賀鉄道が導入された木質化車両「木育トレイン」は、斬新な車内デザインと木の温もりと薫りにつまれる公共交通施設として、また、その車両自体が観光資源ともなり、とても良いアイデアだと共感を憶えました。 については、三重県北勢地域の私鉄車両(三岐鉄道)にも、ぜひ木質化車両を導入していただき、三重県産の木材アピールと北勢地域の観光活性化に努めてほしいです。	③実施にあたって参考とするもの	伊賀鉄道の車両木質化は、伊賀市が県民税市町交付金を活用し行われたもので、木の薫る空間づくりに取り組まれたことで、高校生をはじめとする利用者に木に親しみ、木を使う意義を理解いただける取組と考えており、他の鉄道事業者においても、同様の取組が広がることを期待しています。 県民税を活用するうえでの県の役割として「市町における事業構築に対する支援を行う。」こととしています。今後も、これまで以上に積極的に事業構築を行う上でアドバイスを実施する予定です。
117	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策 基本方針②「県民全体で森林を支える社会づくり」対策④「木の薫る空間づくり」	公共施設などを中心に積極的に木材を使うことで、さらにプラスの効果が発揮されると思います。是非、木材を沢山使用して下さい	⑤その他	県や市町では「公共建築物等木材利用方針」に基づき、公共施設の木造化・木質化を進めているところです。 木材利用の促進や持続可能な森林を後世に引き継ぐため、森林環境教育や木育などの教育活動と木造化・木質化にセットで取り組むことにより、木を使うことの意義の理解を深めながら、県産材の活用を進めていくことが出来ます。 いただいたご意見については、市町の担当部署にも伝達いたします。
118	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策 基本方針②「県民全体で森林を支える社会づくり」対策④「木の薫る空間づくり」	県産材を活用して公共施設の木質化を行っているようですが、とても良いことだと思います。間伐してその木材を出して、その山から出た木材で木質化を進めていけば、とても素晴らしいと思います。	⑤その他	県や市町では「公共建築物等木材利用方針」に基づき、公共施設の木造化・木質化を進めているところです。 木材利用の促進や持続可能な森林を後世に引き継ぐため、森林環境教育や木育などの教育活動と木造化・木質化にセットで取り組むことにより、木を使うことの意義の理解を深めながら、県産材の活用を進めていくことが出来ます。 いただいたご意見については、市町の担当部署にも伝達いたします。
119	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策 基本方針②「県民全体で森林を支える社会づくり」対策④「木の薫る空間づくり」	今後も木材利用を積極的に推進し、県民に木の良さをもっと理解していただきたい。老朽化した施設や家具も新しく改善していただきたい。	③実施にあたって参考とするもの	県や市町では「公共建築物等木材利用方針」に基づき、公共施設の木造化・木質化を進めているところです。 木材利用の促進や持続可能な森林を後世に引き継ぐため、森林環境教育や木育などの教育活動と木造化・木質化にセットで取り組むことにより、木を使うことの意義の理解を深めながら、県産材の活用を進めていくことが出来ます。 いただいたご意見については、市町の担当部署にも伝達いたします。また、県民税の主旨に沿った内容かつ、新たな視点を加えることにより、木造施設や備品のリニューアルにも、県民税を活用できるようにします。

番号	該当箇所	ご意見	対応	ご意見に対する考え方
120	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策基本方針②「県民全体で森林を支える社会づくり」 対策④「木の薫る空間づくり」 対策⑤「地域の身近な水や緑の環境づくり」	都市公園において、屋外に木製のベンチやテーブル及び遊具等が設置されている所が多数ありますが、老朽化が進んでおり修繕や更新がされずに放置されている現状も数多く見受けられるように感じられます。 木材自体は夏は熱くなりやすく、冬は冷たくなりやすい材料で、二酸化炭素を貯蔵し、製造時のエネルギー消費が少なく環境にもやさしい上に、良好な景観の形成や利用者の癒しにも自然と繋がっていると思います。そういった木材の良さをもっと多くの人に知ってもらう為にも、出来る限り県産木材を使用した計画的な修繕や更新並びに新たな導入推進をしていただけだと思います。ただ、工業製品とは違い定期的なメンテナンスを行わないと摩耗や変形及び腐朽などの劣化が進み、木製品の欠点を露呈してしまいますので、更新後や導入後に良好な状態で長期的に保つようメンテナンスも行っていく仕組みになればと思います。また、公共施設の家具等の木製備品や内装材等木質化についてもリニューアルを含めた普及拡大で県産材を身近に感じられる機会が増えることを期待します。	③実施にあたって参考とするもの	県や市町では「公共建築物等木材利用方針」に基づき、公共施設の木造化・木質化を進めているところです。 木材利用の促進や持続可能な森林を後世に引き継ぐため、森林環境教育や木育などの教育活動と木造化・木質化にセットで取り組むことにより、木を使うことの意義の理解を深めながら、県産材の活用を進めていくことが出来ます。 いただいたご意見については、市町の担当部署にも伝達いたします。また、県民税の主旨に沿った内容かつ、新たな視点を加えることにより、木造施設や備品のリニューアルにも、県民税を活用できるようにします。
121	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策基本方針②「県民全体で森林を支える社会づくり」 対策⑤「地域の身近な水や緑の環境づくり」	県民が森林と触れ合う施設整備として、過去に生活環境保全林や健康とゆとりの森の整備など実施されてきましたが、多くが利用されずに荒廃が進んでいると思われます。管理者である市町との役割区分や今後の在り方を横山創造の森など成功している事例を参考に検証し、県民利用の視点でリニューアルすることで眠っている資源を再活用になると思います。(県も主体的な関わりをもって進めてほしいです。)	③実施にあたって参考とするもの	これまで、対策⑤「地域の身近な水や緑の環境づくり」の一環として、住民が緑に親しむ場の整備が進められてきたところです。また、今後も、施設をリニューアルすることで利用者数が増加し、森林とのふれあいの機会が増えることが望まれます。 これらの整備については、地域の実情に応じ、市町が創意工夫して取り組む事業と考えており、ご意見は市町の担当部署に伝達いたします。 また、県民税を活用するうえでの県の役割として「市町における事業構築に対する支援を行う。」こととしています。今後も、これまで以上に積極的に事業構築を行う上でアドバイスを実施する予定です。
122	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策(2)必要となる経費	・災害に強い森林づくりに多く使うこと、大賛成である。 ・県民全体で森林を支える社会づくりでは可能な限り、どうして森と緑の県民税が必要か、森の役割を体験によって学ぶために経費を使うべきだ。 木工や物を渡すこと、施設の緑化等で緑や木に触れ、感じるという事業であれば、必ず森の問題、現状を考え、学ぶ機会とならなければならない。幼児期であってもその年齢に応じて行うべきである。	③実施にあたって参考とするもの	市町交付金は「市町が地域の実情に応じて創意工夫して森林づくりの施策などを展開するため」に交付しており、各市町がそれぞれ抱える課題解決のために活用しているところです。 森林環境教育や木育は全県で取り組まれるべきものと考えていますが、事業の実施にあたっては、各市町の判断に委ねられるものと考えています。 県としては、各市町における森林環境教育や木育の取組が一層進むよう、指導者の養成や拠点施設の整備などを進めていきます。
123	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策(3)地域の実情に応じて実施する対策への支援	市町での用途は住民の意見を取り入れていくものでなければならない。現状では、窓口さえもわからない。どこの部署に相談をすればよいかを明示する必要がある。	③実施にあたって参考とするもの	いただいたご意見については、市町の担当部署に伝達いたします。

番号	該当箇所	ご意見	対応	ご意見に対する考え方
124	6. 「みえ森と緑の県民税」を活用した施策 (3) 地域の実情に応じて実施する対策への支援 ①市町交付金制度	私は〇〇市民なので、〇〇市のこの税金の使われ方を中心に導入時より見てきました。導入1.2年は毎年1500万円以上を「〇〇」の整備に使われてきました。〇〇委員も指摘していましたが、この金額の根拠、積算資料が無いので評価できない、と。 全体に〇〇市の使い方は、1000万円単位の事業を2つほど、あとはつけたしのような使われ方です。農水振興課が予算管理をしているので(林業に詳しい人がいないようだが、人口が多いので結構多額の交付金になってしまう)他市に比べると貧弱の感は否めない。H30年度の使い方は公表されていないので分からないが、現在建設中の国体に向けた体育館に、県産木材を使うのに多額のお金を使いそうだ。(H31かもしれないが) 県(みどり共生推進課)としては、各市町の使い方はそれぞれの自主性に任せているようなので、これは止めろとは言えないでしょう。それは評価委員会でも一緒に、評価するだけです。 一つ提案ですが、各市町がこの税金を使う際、市民の希望、要望、意見を聞く事を義務付けること。それを参考に翌年度の使い方を決めればよい。これは県の指導として可能では? せつかくの(使用目的が決まっている)税金なので有効に使っていただきたいというのが希望です。来年度から「譲与税」という形で森林環境税も交付される予定なので、より一層、公益性・有効性を考えていただきたい。	③実施にあたって参考とするもの	各市町においては、それぞれの地域の実情に応じた、課題解決を図るための創意工夫がみられる取組を行っているところであり、これまですべての事業の総合評価が「継続が妥当である」とされているところです。 市町における予算の執行に当たっては、議会での議決を経て行われているものであり、また、市政、町政への提案窓口から、ご意見、ご要望の受付を行っているところです。 県民税を活用するうえでの県の役割として「市町における事業構築に対する支援を行う。」こととしています。今後も、これまで以上に積極的に事業構築を行う上でアドバイスを実施する予定です。 なお、いただいたご意見については、市町の担当部署に伝達いたします。
125	6. 「みえ森と緑の県民税」を活用した施策 (3) 地域の実情に応じて実施する対策への支援 ①市町交付金制度	県と市町との役割分担は必要と思いますが、在住している市町の取り組み如何によって、同じ額の税金を払っているのに、その恩恵に差が生じているように思います。 市町に役割が割り振られている、暮らしに身近な森林づくりや、木の香る空間づくりなど、特に子どもたちの施設の木造化などは、どの市町に住んでいても、一定レベルの事業を行っていただけるような制度づくりをお願いします。	③実施にあたって参考とするもの	各市町における取組については、事業成果報告会や担当者会議などを通じて、横断的に情報の共有を図っています。また、各市町においては、それぞれの地域の実情に応じた、課題解決を図るための創意工夫がみられる取組を行っているところです。 県民税を活用するうえでの県の役割として「市町における事業構築に対する支援を行う。」こととしています。今後も、これまで以上に積極的に事業構築を行う上でアドバイスを実施する予定です。 なお、いただいたご意見については、市町の担当部署に伝達いたします。
126	7. 「みえ森と緑の県民税」のしくみ 税収規模	税導入から5年が経過し、有意義に運用されていると思うので、税収規模を大きく(特に法人)してはどうか。	④反映することが難しいもの	平成31～35年度で必要となる経費から税額・税率を決定していることから、税収規模をこれまで以上に拡大することは考えていません。 また、個人と法人の割合については、みえ森と緑の県民税以外の県税収入と概ね一致するように設定しています。
127	7. 「みえ森と緑の県民税」のしくみ 評価制度	評価委員会制度そのものは妥当だと思うが、その人選については、再考すべきと考えます。現在の評価委員会は、それを傍聴している県当局者や関係者のほうが森林・林業に関して熟成した見識をもっているように見受けられる。森林又は関連するいずれの分野にも造詣のない方は委員に適しているとは思えない。	⑤その他	みえ森と緑の県民税評価委員会は、条例に基づき、県民税事業の評価や施行状況の検討などの審議を行うために設置された委員会であり、第三者性の確保が必要と考えています。 また、県民税は森林・林業関係者だけでなく、都市部にお住まいの方や、普段は森林・林業に関わりの少ない方も納税いただいています。 これらのことから、評価委員については、特定の分野に偏ることなく、納税者のご意見が反映できるよう、幅広い分野から選任していることをご理解ください。

番号	該当箇所	ご意見	対応	ご意見に対する考え方
128	7.「みえ森と緑の県民税」のしくみ 評価制度	内容とは関係ないのですが、評価委員で〇〇氏がみえます。最近では出席しておられますが、欠席の 때가 多かった時期がありました。わざわざ〇〇まで来られるので往復だけでも大変です。まして、実際にこの税金が使われた現場を視察することも物理的に困難かと思われ ます。また、発言もご専門(〇〇のようです)を活かした発言も聞かれませんか。ご本人も負担に思われているのでは、と愚考します。 林業に詳しい委員を〇〇委員以外にもう一人必要と考えます。木を伐採する単価等、〇〇委員以外に詳しい方が他にいない。〇〇委員の発言はもっともで正論かといつも拝聴していますが、一人だけではやはり偏りが生じかねません。森林審議会では他に林業の専門家も出席していたので、多様な意見を拝聴できました。	⑤その他	みえ森と緑の県民税評価委員会は、条例に基づき、県民税事業の評価や施行状況の検討などの審議を行うために設置された委員会であり、第三者性の確保が必要と考えています。 また、県民税は森林・林業関係者だけでなく、都市部にお住まいの方や、普段は森林・林業に関わりの少ない方も納税いただいています。 これらのことから、評価委員については、特定の分野に偏ることなく、納税者のご意見が反映できるよう、幅広い分野から選任していることをご理解ください。
129	7.「みえ森と緑の県民税」のしくみ 評価制度	県内の森林所有者は、零細・小規模な森林所有者が多いので、これらの代表者を評価委員会の委員に入れていただき、森林を所有しているが、経営を行えない者の観点から、事業の評価をしてはどうでしょうか。	⑤その他	みえ森と緑の県民税評価委員会は、条例に基づき、県民税事業の評価や施行状況の検討などの審議を行うために設置された委員会であり、第三者性の確保が必要と考えています。 また、県民税は森林・林業関係者だけでなく、都市部にお住まいの方や、普段は森林・林業に関わりの少ない方も納税いただいています。 これらのことから、評価委員については、特定の分野に偏ることなく、納税者のご意見が反映できるよう、林業経営上の視点だけでなく幅広い分野から選任していることをご理解ください。
130	7.「みえ森と緑の県民税」のしくみ 評価制度	審査委員について、林業関係者の割合が少ない(特に森林組合系統がない)ので、川上から川下までまんべんなく審査委員を配置していただきたい。	⑤その他	みえ森と緑の県民税評価委員会は、条例に基づき、県民税事業の評価や施行状況の検討などの審議を行うために設置された委員会であり、第三者性の確保が必要と考えています。 また、県民税は森林・林業関係者だけでなく、都市部にお住まいの方や、普段は森林・林業に関わりの少ない方も納税いただいています。 これらのことから、評価委員については、特定の分野に偏ることなく、納税者のご意見が反映できるよう、幅広い分野から選任していることをご理解ください。
131	全般	荒れたまま放置された林道がいくつもある為、県民税を活用して修復していただきたい。	④反映することが難しいもの	県民税は、2つの基本方針と5つの対策に基づく新たな取組に活用することとしてしています。そのため、林道の修復は、税導入以前から管理者である市町が実施しているものであり、災害等による施設被害の対応には既存事業があります。また、林道の修復を目的とした事業は、税の主旨にはそぐわないと考えています。
132	全般	県民一人ひとりが森林に興味を持ってもらえるよう、広告等で更にアピールを続けていただきたい。	①反映するもの	事業成果や事業効果がより多くの県民に伝わるよう、様々な手法を活用したPRIに取り組んでいくこととします。
133	全般	5つの対策・・・すごくいい取組なので、もっと「税で、こんな取り組みをしました」とPRをし、県民全体に理解を広めていただきたい。	①反映するもの	事業成果や事業効果がより多くの県民に伝わるよう、様々な手法を活用したPRIに取り組んでいくこととします。
134	全般	今回のみえ森と緑の県民税(制度中間案)では各内容や用途等についても、ある程度改善されたように思える。前回の内容と比べると使いやすい内容に取りまとめられたと思う。ただ、各市町の担当者が県民税の用途について理解してもらっているか？また、県民税で取り組む内容(対策1~5)は各年度ですべて取り組んでいかなければならないメニューであると考えてるので、その方針等については市町担当者に指導してもらいたい。	③実施にあたって参考とするもの	県民税を活用するうえでの県の役割として「市町における事業構築に対する支援を行う。」こととしています。今後も、これまで以上に積極的に事業構築を行う上でアドバイスを実施予定です。

番号	該当箇所	ご意見	対応	ご意見に対する考え方
135	全般	実施する事業が多岐多用で多く、効果がどうか気になります。もう少し事業数を少なくし、集中的投資をして効果を上げてほしい。	④反映することが難しいもの	県と市町の役割分担に応じ、課題解決を図るための創意工夫がみられる取組を行っているところであり、これまでもすべての事業の総合評価が「継続が妥当である」とされているところ。一方、県民税を活用した新たな取組を行う必要があることも課題として挙げられています。
136	全般	車が入れなくなっている林道が多くなっているように感じます。できれば森林整備に合わせてその様な道も整備して貰うと助かります。	④反映することが難しいもの	県民税は、2つの基本方針と5つの対策に基づく新たな取組に活用することとしています。そのため、林道の修復は、税導入以前から管理者である市町が実施しているものであり、災害等による施設被害の対応には既存事業があります。また、林道の修復を目的とした事業は、税の主旨にはそぐわないと考えています。なお、森林整備に伴う必要最小限の作業道等の整備は、事業を推進する中で取り組まれるべき内容と考えます。
137	全般	将来に繋がるよう森林などの整備をお願いします。	③実施にあたって参考とするもの	いただいたご意見は、今後の事業実施の参考とさせていただきます。
138	全般	大切な水や空気を守るため、しっかり間伐を行い、子供たちが安心して暮らせる未来にしてほしいと思います。	③実施にあたって参考とするもの	いただいたご意見は、今後の事業実施の参考とさせていただきます。
139	全般	税の認知度向上のための意見 事業の主たるものは森林の中で行われているものが多く、県民の目に触れにくい点で税の認知度が低迷している一因と思います。 県民が納税に納得し、使い道に共感できるよう、街中の木製の公共物の設置などに使い、それに専用のプレートで、目立つように「この・・・は森と緑の県民税により設置しました」と表示し、公共施設であれば、木材を使う意義を目立つところに必ず表示する事にすれば、少しでもわかりやすくなると思います。例として、◎公共的建築物(従来、設置・建築したものを含む) ◎バス停の待合室 ◎歩道や公園のプランター・ベンチ・案内板 ◎商店街のアーケード など。	①反映するもの	これまでも、県民税事業で実施したものについては、ロゴマークや県民税事業であることを周知するプレート等の設置を行っています。 今後も、事業成果や事業効果がより多くの県民に伝わるよう、様々な手法を活用したPRIに取り組んでいくこととします。
140	全般	我が国は世界に冠たる森林大国であり、豊富な森林資源を国力増強に繋げるための戦略的な政策が必要であり、これまでもっと計画的な財源の投入が必要であったと思っています。 しかし、昭和の30年代から50年代半ばまで続いた木材業界の好景気で、林業が儲かった時期もあり、個人財産の形成を助けるとの考え方が強く働き過ぎたために、国も県も森林資源を国力増強に繋げるとの考え方が希薄であったのではないかと考えています。 そのために、森林への投資が疎かになり、林業は徐々に衰退し山村地域からは若い人がいなくなって過疎化が深刻化してしまいました。 我が国の強みであるはずの森林資源を国の発展に活かしてこなかったつけが、現在来ているのではないのでしょうか。 森林資源にはいろいろな活かし方があり、今こそ国・県・市町村挙げてこの資源の活かし方を検討してほしいと思っています。そしてそのために、これまでの施策に加えて、新しく創設される「森林環境譲与税(仮称)」や「みえ森と緑の県民税」の財源をしっかりと活用して森林の生きた使い方を着実に進めてほしいと考えています。 経済界もここにきて漸く森林資源の大切さに目を向け始めたのではないかと考えています。 そこで、私はこれまで以上に注力してほしいと思うのは、長期的な視点に立って、木育の推進を含めた人材の育成と、木の文化の再興・発展です。この分野に思い切った税財源を投入してほしいと考えています。	③実施にあたって参考とするもの	これまでも、「みえ森づくりサポートセンター」の取組として、森林環境教育や木育の指導者養成や、団体等との連携、学校等における教育活動のコーディネートを進めてきたところですが、いただきましたご意見を参考に、今後もより一層、取組を進めていくこととします。 また、これまでも、県産材を活用した学校の机や椅子の導入や公共施設の木造化・木質化に取り組んできたところ。今後は、これらの意義がより一層県民に伝わるよう、教育活動と一体化して取り組むこととします。

番号	該当箇所	ご意見	対応	ご意見に対する考え方
141	全般	これまで5年間やってきたことと、今回の見直し案はどこが違うのか、どこを進化させたいのか解りにくいのもっと解りやすくまとめていただきたい思います。	⑤その他	税導入の主旨を鑑み、これまでの対策を今後も継続する必要があると考え、2つの基本方針と5つの対策については現行通りとしています。 その上、これまでの事業を行ってきたうえでの課題に対応するため、新たな想定事業例を追加しました。また、市町における創意工夫のある取組が一層進むよう、事業実施の3原則を見直しました。
142	全般	県民全体に税による取り組みや森林の働きなどを広く周知することはもちろんですが、山林の所有者に対しても森林の価値をきちんと伝えていく取り組みもあつた方がよいかなと思います。やはり所有者は資産として見てます。昔の価値の高かったころのイメージを持った方がまだいますが、無理やり相続してよくない噂ばかりを聞きゴミと同じように感じている方がたくさんいます。従って、所有者の管理放棄や、安すぎる価格での売買等が行われているのかなと思います。山林を所有することへの責任や、森林が持つ機能を含めた本当の価値を教えることができる技術者や機会があればいいのかなと思います。	①反映するもの	木材生産を目的として整備された人工林が、森林の持つ公益的な機能を発揮するためには、人の手による管理が必要です。一方、森林・林業を取り巻く状況の変化から、所有者の意欲が低下するとともに、山村地域だけで維持管理することが困難になりつつあることから、「みえ森と緑の県民税」の導入により、県民全体で森林を支える社会づくりを進めてきたところです。 このような背景を森林所有者に伝え、理解していただくことは非常に重要なことであり、森林の価値の再発見につながればよいと考えます。
143	全般	林道等の側溝に土砂や倒木がたまり、通行が困難である。その為大雨の時などは、道路が川のようになり、通行時は危険な状況になります。また林道等の通行が困難な場合は、未整備森林への整備が遅れると思われます。	⑤その他	県民税は、2つの基本方針と5つの対策に基づく新たな取組に活用することとしています。そのため、林道の修復は、税導入以前から管理者である市町が実施しているものであり、災害等による施設被害の対応には既存事業があります。また、林道の修復を目的とした事業は、税の主旨にはそぐわないと考えています。
144	全般	森林・林業関係者への関心と周知度は高いと思いますが、まだまだそのほか県民へのPRが不足していると感じます。木育などにさらなる力を入れて、森の大切さや維持の大事さを伝え、みえ森と緑の県民税の重要性和木材利用の効果をもっとPRしていくべきだと思います。	③実施にあたって参考とするもの	これからも、木育の取組を一層充実させるとともに、事業成果や事業効果がより多くの県民に伝わるよう、様々な手法を活用したPRIに取り組んでいくこととします。
145	全般	・もっと県民の方々に詳しく伝わるようにテレビや新聞などで伝えていくべきだと思う。・この税金のことを知らない人もいると思うので、どうゆうものに使われているかなども広めていくべきだと思います。・イベントなどで広めていくのは良いと思いました。	①反映するもの	事業成果や事業効果がより多くの県民に伝わるよう、様々な手法を活用したPRIに取り組んでいくこととします。

みえ森と緑の県民税（制度中間案）に対する市町意見と対応状況

1 意見募集期間

平成30年5月10日（木）～平成30年5月30日（水）

2 意見募集の結果

(1) 回答数

意見あり	意見無し	合計
14	15	29

(2) 項目別延べ意見数（意見件数）

項目	意見数
2. みえ森と緑の県民税制度の継続	1
3. 5つの対策ごとの実施状況	
(2) 5つの対策ごとの取組状況と今後の課題	1
4. 国が創設する「森林環境譲与税（仮称）」との関係	6
5. 平成31～35年度の制度に関する基本的な考え方	
(2) 「三重の森林づくり基本計画」との関係	2
(3) 税を活用した事業を行ううえでの3原則	7
6. 「みえ森と緑の県民税」を活用した施策	1
(1) 主な事業	
基本方針①「災害に強い森林づくり」	2
対策①「土砂や流木による被害を出さない森林づくり」	4
対策②「暮らしに身近な森林づくり」	3
(2) 必要となる経費	2
(3) 地域の実情に応じて実施する対策への支援	
①市町交付金制度	1
②県と市町の役割分担	1
7. 「みえ森と緑の県民税」のしくみ	
10. 制度の見直し	1
全般	3
合計	35

4 意見に対する対応

(1) 対応状況

項目	意見数
①文章の修正、記述の追加等により反映するもの	3
②既に計画に反映しているもの	14
③今後の施策や事業の実施において参考とするもの	4
④何らかの理由で反映することが難しいもの	5
⑤その他（質問、感想、個別事案、他制度への意見等）	8
合計	34

※意見件数との合計数の不一致は、複数の項目にまたがるご意見があるためです。

(2) 主な意見

- ・海岸等に漂着する流木と森林整備の関係、流木対策の実施について (2)
- ・森林環境譲与税（仮称）の導入に伴う対応等について (6)
- ・「三重の森林づくり基本計画」との関係について (2)
- ・税を活用した事業を行ううえでの3原則について (7)
- ・対策①土砂や流木による被害を出さない森林づくりの想定事業案について(4)
- ・対策②暮らしに身近な森林づくりの想定事業案について (3)
- ・その他 (3)

(3) 意見とその対応

別紙「意見とその対応」を参照願います。

みえ森と緑の県民税(制度中間案)の市町意見とその対応

	市町名	該当箇所	意見	対応	回答
1	四日市市	全般	各種事業の支出額は公表されているが、市町毎の納税額が示されていない。市民への説明責任を果たすためにも、市町毎の納税額を明らかにしていただきたい。	⑤その他	<p>みえ森と緑の県民税(個人分)は、個人県民税均等割の超過課税となっておりますが、各市町から県に払い込まれるものは、個人県民税の総額(均等割、均等割超過、所得割の合算額)であり、その内訳としての均等割超過分は把握していません。</p> <p>あくまで目安になりますが、各市町の納税義務者数にみえ森と緑の県民税の税率(1,000円)を乗じることで、概ねの金額(徴収率、減免、滞納繰越分等は考慮していない金額)は算出できます。</p> <p>参考:市町村税の概要及び税収等の推移と現状(市町行財政課) http://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000768696.pdf</p> <p>なお、法人の納税額については、次の理由により法人所在市町ごとのデータを保有していません。</p> <p>①各県税事務所において、管内の法人県民税均等割超過分として、調定している。(四日市県税の場合、四日市市と三重郡)</p> <p>②外形標準課税対象法人(資本金又は出資金の額が1億円超)は、全て津総合県税事務所が調定している。</p> <p>③県内複数の市町に事務所等が所在する法人について、県税としては、主たる事務所の所在する県税事務所に申告すればよい制度となっている。</p> <p>例えば、四日市市、鈴鹿市、津市に事務所等が所在する法人で、津市が主たる事務所を有する法人であれば、津総合県税事務所のみ申告がある。ところが、この法人は、四日市市、鈴鹿市、津市に法人市民税を申告しているため、市町の把握している法人数とも数が合わない。</p>
2	四日市市	全般	県が発注する「土砂や流木を出さない森林づくり」の対象工事について、県民税の納税額の少ない(森林面積の大きい)自治体にて多くの事業が実施されているが、税負担の公平性の観点から、その入札において、納税額の多い自治体の業者も参加できるように入札参加資格を改めていただきたい。	②既に反映しているもの	<p>対策区分①の主たる事業である「災害緩衝林整備事業」の入札では、地域要件を設定していないため、参加資格を満たせば、他市町で実施されている事業への参加が可能です。</p> <p>なお、貴市の隣接自治体が発注している県民税市町交付金事業において、貴市の事業者が入札に参加していることも、合わせて申し添えます。</p>
3	四日市市	5. 平成31～35年度の制度に関する基本的な考え方 (3)税を活用した事業を行ううえでの3原則	既存事業にも当該交付金の充当を可能とすること。	②既に反映しているもの	<p>これまでの市町交付金事業実施の3原則を見直し、税導入以前から取り組まれている事業の場合は、新たな視点を取り入れた対策とすることにより、活用できるように見直しました。</p> <p>具体的に想定されている事業について、農林事務所にご相談いただくようお願いします。</p>

市町名	該当箇所	意見	対応	回答
4 四日市市	4. 国が創設する「森林環境譲与税(仮称)」との関係	県民に対して、みえ森と緑の県民税と国が導入を予定している「森林環境譲与税(仮称)」との関係性を十分に説明し、理解を得ること。また、市町職員に対しては、それぞれの活用方法に関する助言等十分なサポートを行うこと。	③実施にあたって参考とするもの	県民税と森林環境譲与税(仮称)それぞれの目的・用途を明確にするためのガイドラインの作成や、税務担当課向けの想定問答集を作成、県民への丁寧な説明を行っていく予定です。 また市町の職員を対象に、県民税と森林環境譲与税(仮称)を、地域の課題解決のために有効に活用できるよう、継続して支援する予定です。 なお、森林環境譲与税(仮称)については、市町に直接配分されるものであり、県はガイドラインの作成や県民税との有効な一体活用などのアドバイスを実施しますが、その用途は市町に委ねられることとなります。そのため、森林環境譲与税(仮称)の活用については、市町としても住民に対し説明ができるようにしておく必要があります。
5 桑名市	5. 平成31～35年度の制度に関する基本的な考え方 (3)税を活用した事業を行ううえでの3原則	既存事業にも利用できるなど森と緑の関連するものであれば広く使えるようにしてほしい。	②既に反映しているもの	これまでの市町交付金事業実施の3原則を見直し、税導入以前から取り組まれている事業の場合は、新たな視点を取り入れた対策とすることにより、活用できるように見直しました。 具体的に想定されている事業について、農林事務所にご相談いただくようお願いします。
6 桑名市	6. 「みえ森と緑の県民税」を活用した施策 (1)主な事業 基本方針①「災害に強い森林づくり」	私有地でも、例えば保安林等であれば利用できるなど、広く使えるようにしてほしい。	②既に反映しているもの	現在でも、私有林における森林整備に活用されています。 具体的に想定されている事業について、農林事務所にご相談いただくようお願いします。
7 鈴鹿市	5. 平成31～35年度の制度に関する基本的な考え方 (3)税を活用した事業を行ううえでの3原則	【原則2】には、“新たな森林対策として実施する新規又はこれに順ずる取組であること”とあるが、そもそも当市では既存事業(林道や環境林整備等)についての予算確保が難しく、計画的に事業執行が出来ていない状況である。よって、【原則1】の「2つの基本方針と5つの対策」に沿った内容の事業については、新規であることに囚われることなく、また、新たな視点という条件をつけず、交付金を充当できるようにしていただきたい。 また、新たな視点とは、具体的にどのようなものが考えられているか。	④反映することが難しいもの	みえ森と緑の県民税は「新たな森林整備を進める施策と、そのような森林づくりを県民全体で支える社会をつくるための施策を進める」ことを目的に導入されたものであり、その主旨に沿って活用する必要があります。 既存事業に県民税を活用するに当たっては、その事業に取り組むことで、対策に対しどのような効果が得られるのかを明確にし、説明を行うことが求められます。 新たな視点としては、これまで行われてきた事業に、防災対策や環境保全といった、税の主旨に沿った視点を取り入れることを想定しています。事業の検討段階で、農林事務所にご相談いただくようお願いします。

市町名	該当箇所	意見	対応	回答
8 鈴鹿市	5. 平成31～35年度の制度に関する基本的な考え方 (3)税を活用した事業を行ううえでの3原則	【原則3】の直接的な財産形成を目的とする取組とは、具体的にどのようなものか。	⑤その他	直接的な財産形成としては、以下のことを想定しています。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業者等が営利を目的とするための機器等の購入 ・事業の目的達成から逸脱する恐れのある、汎用的な物品等の購入 ・個人の財産形成を目的とする補助事業等 事業の検討段階で、農林事務所にご相談いただくようお願いします。
9 亀山市	5. 平成31～35年度の制度に関する基本的な考え方 (2)「三重の森林づくり基本計画」との関係	平成24年3月に「三重の森林づくり基本計画」が策定され、「基本方針1 森林の多面的機能の発揮」を目指して環境林の整備を促進し、針広混交林への誘導や適切な更新等により、公益的機能が継続して発揮される多様な森林づくりを進めるとしています。 この環境林を整備するため、認定林業事業体(森林組合等)が森林所有者から20年間の管理委託を受けた環境林に区分された森林を公共財と位置付け、100%公費により森林の持つ公益的機能の高度発揮を目指す画期的な公共事業として平成13年に森林環境創造事業が創設されました。 本市においては、平成14年度から森林環境創造事業により環境林の間伐に取組んでいます。同事業は当初平成53年度を完了年度としていましたが、平成43年度に縮小され、さらに年々予算も減少しています。 災害に強い森林づくりや森林環境教育も重要であると認識していますが、森林の持つ公益的機能の向上を図るためには、環境林の整備が基本であり、「みえ森と緑の県民税」を既存の環境林整備に充当できるよう使途の見直しをするか、同税の事業として新たな環境林の事業を創設していただきたい。	②既に反映しているもの	これまでも、市町交付金を活用した公益的機能の発揮を目的とした環境林整備として、貴市を含め複数の市町において事業が実施されています。 今後は、「新たな森林管理システム」のもと、森林環境譲与税(仮称)を活用して条件不利地の森林整備が行えるようになるとともに、県民税を活用し、新たに県と市町が連携して取り組む、防災機能強化を目的とした面的な森林整備を実施する予定です。

	市町名	該当箇所	意見	対応	回答
10	亀山市	4. 国が創設する「森林環境譲与税(仮称)」との関係	<p>一方、国は、地球温暖化対策の一環として来年度に「森林環境譲与税」を創設し、また、森林所有者自らが経営管理を実行できない場合に、市町村が経営管理を行う「新たな森林管理システム」も創設されます。</p> <p>本市としまして、「森林環境譲与税」及び「みえ森と緑の県民税」を一体活用した森林整備等を進めますが、「新たな森林管理システム」の運営は、市町がこれまで行っていない新たな事務であり、市町が対応できるよう県の支援をお願いしたい。</p> <p>また、県においても、「新たな森林管理システム」の導入に併せて、森林整備の基本となる森林の面的な基盤情報の整備(森林GISの整備や境界調査など)するなど、市町をサポートする制度設計を構築いただきたい。</p>	②既に反映しているもの	<p>新たな森林管理システムを円滑に運営されるよう、県としても市町を支援する予定であり、またその役割が期待されていると考えています。</p> <p>また、森林の基礎情報整備の一環として、航空レーザー測量を実施する予定であり、収集した情報はクラウドGISに反映させる予定です。</p> <p>なお、境界明確化については、市町の新たな森林管理システムを進める中で森林所有者の意向調査と合わせて実施することが可能と考えています。</p>
11	いなべ市		意見無し		
12	木曽岬町	6. 「みえ森と緑の県民税」を活用した施策 (3)地域の実情に応じて実施する対策への支援 ①市町交付金制度	私有林人工林面積が少ない市町は森林環境譲与税が寡少であることから、これまでの取組が後退することのないよう、森と緑の県民税は国税を考慮した配分として頂きたい。	①反映するもの	森林面積が少ない市町(100ha未満または森林率10%未満)においては、これまでの対策が後退しないよう、県民税の加算措置を設ける予定です。
13	木曽岬町	6. 「みえ森と緑の県民税」を活用した施策 (2)必要となる経費	交付金事業の財源に充てるための基金は、5年間を一つの区切りとして活用することとされているが、活用できる対策が限定される私有林人工林面積が少ない市町を考慮し5年目以降でも活用できるように検討していただきたい。	④反映することが難しいもの	制度を設計するに当たって、今後5年間に必要となる経費から税額・税率を決定していることから、対応は困難です。
14	東員町		意見無し		
15	菰野町	3. 5つの対策ごとの実施状況 (2)5つの対策ごとの取組状況と今後の課題	「災害発生時、緊急的に土砂や流木の除去を行う必要がある場合、事業を実施するための財源をあらかじめ確保する必要があります」と課題にあげていますが、この財源はみえ森と緑の県民税から捻出するということでしょうか？もし捻出するのであれば流木や土砂流出を防ぐ、という目的から外れているのではないのでしょうか？	⑤その他	県では、治山施設に異常堆積した土砂や流木の撤去事業(土砂・流木緊急除去事業)を行っています。 昨今の災害発生状況を鑑みると、豪雨災害が年度内に連続して発生する可能性は否定できず、当初想定していなかった治山施設に堆積した流木などの撤去を速やかに実施し、機能を回復することは、県民の生命・財産を守るために必要なことと考えています。

市町名	該当箇所	意見	対応	回答
16 菰野町	5. 平成31～35年度の制度に関する基本的な考え方 (3)税を活用した事業を行ううえでの3原則	納税しやすい仕組みであり、コストを抑えることのできる「県民税均等割の超過課税方式」を継続して採用とのことですが、この場合、徴収する窓口となるのは市町になります。今後、森林環境譲与税(仮称)が導入され平成36年度からは課税が開始されるわけですが、国と県の2重課税ではないか等の住民からの問い合わせは市町が受けることになりそうです。その際の県のサポートはないのでしょうか？	②既に反映しているもの	県民税と森林環境譲与税(仮称)それぞれの目的・用途を明確にするためのガイドラインの作成や、税務担当課向けの想定問答集を作成、県民への丁寧な説明を行っていく予定です。 また市町の職員を対象に、県民税と森林環境譲与税(仮称)を、地域の課題解決のために有効に活用できるよう、継続して支援する予定です。 なお、森林環境譲与税(仮称)については、市町に直接配分されるものであり、県はガイドラインの作成や県民税との有効な一体活用などのアドバイスを実施しますが、その用途は市町に委ねられることとなります。そのため、森林環境譲与税(仮称)の活用については、市町としても住民に対し説明ができるようにしておく必要があります。
17 菰野町	6. 「みえ森と緑の県民税」を活用した施策 (2)必要となる経費	個人は1,000円、法人は現行の均等割りの10%相当額を継続するようですが、2ページの平成26年度から平成30年度の事業実績及び見込を見ると約50億円の実績とあります。8ページの想定される経費は54億円と実績とは4億円の差があります。この想定される事業費はどのように算定したのでしょうか？また、共通経費は当該税から支出されるのでしょうか？	⑤その他	想定される事業費については、市町から提出いただいた想定事業および県の想定事業を合算したものです。 また共通経費については、これまでと同様、みえ森と緑の県民税の財源を充当します。
18 朝日町	5. 平成31～35年度の制度に関する基本的な考え方 (3)税を活用した事業を行ううえでの3原則	税導入以前の森林対策への維持管理を対策に含めてほしい(新たな視点を取り入れない)。	④反映することが難しいもの	みえ森と緑の県民税は「新たな森林整備を進める施策と、そのような森林づくりを県民全体で支える社会をつくるための施策を進める」ことを目的に導入されたものであり、その主旨に沿って活用する必要があります。 既存事業に県民税を活用するに当たっては、その事業に取り組むことで、対策に対しどのような効果が得られるのかを明確にし、説明を行うことが求められます。 新たな視点としては、これまで行われてきた事業に、防災対策や環境保全といった、税の主旨に沿った視点を取り入れることを想定しています。事業の検討段階で、農林事務所にご相談いただくようお願いいたします。
19 朝日町	6. 「みえ森と緑の県民税」を活用した施策①. 基本方針1 災害に強い森林づくり 対策①土砂や流木による被害を出さない森林づくり	④ 土砂や流木による被害を出さない森林づくりの基礎情報整備対象事業として下記の業務を想定してほしい。 森林の現状を把握するための現況測量および境界立会費・復元測量	②既に反映しているもの	左記の事業については、その後にみえ森と緑の県民税を活用した森林整備を行うための取組であれば、充当可能な事業と考えています。 事業の検討段階で、農林事務所にご相談いただくようお願いいたします。
20 朝日町	6. 「みえ森と緑の県民税」を活用した施策①. 基本方針1 災害に強い森林づくり 対策①土砂や流木による被害を出さない森林づくり	⑤ 森林の機能を維持するための獣害対策対象事業として下記の業務を想定してほしい。 イノシシによる竹の子被害などの森林の持つ土砂流出を防止するための獣害檻設置並びに管理業務	②既に反映しているもの	左記の事業については、みえ森と緑の県民税が充当可能な事業と考えています。事業の検討段階で、農林事務所にご相談いただくようお願いいたします。

	市町名	該当箇所	意見	対応	回答
21	朝日町	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策①.基本方針1 災害に強い森林づくり 対策②暮らしに身近な森林づくり	① 荒廃した里山や竹林の再生 対象事業として下記の業務を想定してほしい。 このままいけば荒廃してしまう里山・森林に関して、予防保全するための間伐するための間伐(私有林・公有林)	②既に反映しているもの	左記の事業については、みえ森と緑の県民税が充当可能な事業と考えています。事業の検討段階で、農林事務所にご相談ください。
22	朝日町	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策①.基本方針1 災害に強い森林づくり 対策②暮らしに身近な森林づくり	④ 水源林の整備 対象事業として下記の業務を想定してほしい。 上下水道水源区域のこのままいけば荒廃してしまう里山・森林に関して、予防保全するための間伐(私有林・公有林)	②既に反映しているもの	左記の事業については、みえ森と緑の県民税を活用し、他の市町において実施済みです。
23	朝日町	10.制度の見直し	新規公共建築物への事業計画は、基本構想から工事完成まで長期の計画となるため、5ヶ年以内に実施できない場合は、基金積み立てを行い、次期5ヶ年へ繰り越し可能とする。または、10ヶ年ごとの制度見直し。	④反映することが難しいもの	制度を設計するに当たって、今後5年間に必要となる経費から税額・税率を決定していることから、対応は困難です。 なお、見直しの期間については、森林を取り巻く環境等の変化を考慮すると、5年が妥当と考えています。
24	朝日町	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策 (3)地域の実情に応じて実施する対策への支援 ②県と市町の役割分担	市町における事業構築に対する支援として、森林組合のない北勢地区を中心とした団体等を三重県が代行し、災害に強い森林づくりとなるような事業を三重県が主体的に森林が隣接する自治体に対して行ってほしい。	④反映することが難しいもの	県の役割として「事業の実施による効果が広範囲にもたらされる対策や、県が実施することで効率化が図られる対策を担う」と考えており、この役割に応じて事業を行っていきます。 なお、貴町においては森林組合が存在しないことから、それらの業務を三重県森林組合連合会や近隣市町の認定林業事業体が担うことが想定されます。事業の検討段階で、農林事務所にご相談ください。
25	朝日町	4.国が創設する「森林環境譲与税(仮称)」との関係	森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)とみえ森と緑の県民税が、二重課税とならないように、その目的、用途について、十分に精査願いたい。	③実施にあたって参考とするもの	県民税と森林環境譲与税(仮称)それぞれの目的・用途を明確にするためのガイドラインの作成や、税務担当課向けの想定問答集を作成、県民への丁寧な説明を行っていく予定です。 また市町の職員を対象に、県民税と森林環境譲与税(仮称)を、地域の課題解決のために有効に活用できるよう、継続して支援する予定です。 なお、森林環境譲与税(仮称)については、市町に直接配分されるものであり、県はガイドラインの作成や県民税との有効な一体活用などのアドバイスを実施しますが、その用途は市町に委ねられることとなります。そのため、森林環境譲与税(仮称)の活用については、市町としても住民に対し説明ができるようにしておく必要があります。
26	川越町		意見無し		

	市町名	該当箇所	意見	対応	回答
27	津市	4. 国が創設する「森林環境譲与税(仮称)」との関係	【市町交付金の使途は、今まで通り市町の判断で事業の選択ができることを要望します】 森林環境譲与税(仮称)を活用した事業と県民税を活用した事業内容が同様となる事業に関して、二重課税との批判を受けないための措置(同様の事業に双方の税を利用しない等)を講じた上で、市町交付金の使途は今まで通り各市町の判断で事業の選択および実施をしたい。	②既に反映しているもの	市町交付金については、これまで同様、税の主旨に沿った、地域の実情に応じた創意工夫のある森林づくりの施策を展開していただきたいと思います。 また、森林環境譲与税(仮称)を活用する際のガイドラインを作成することとしています。
28	松阪市		意見無し		
29	明和町		意見無し		
30	大台町		意見無し		
31	伊勢市	4. 国が創設する「森林環境譲与税(仮称)」との関係	平成31年度の導入が予定されている「森林環境譲与税(仮称)」と「みえ森と緑の県民税」は類似した事業に活用できる可能性があり、それぞれの税で活用できる内容を明確にして、納税者に対して理解を得やすいようにしていただきたい。	③実施にあたって参考とするもの	県民税と森林環境譲与税(仮称)それぞれの目的・使途を明確にするためのガイドラインの作成や、税務担当課向けの想定問答集を作成、県民への丁寧な説明を行っていく予定です。 また市町の職員を対象に、県民税と森林環境譲与税(仮称)を、地域の課題解決のために有効に活用できるよう、継続して支援する予定です。 なお、森林環境譲与税(仮称)については、市町に直接配分されるものであり、県はガイドラインの作成や県民税との有効な一体活用などのアドバイスを実施しますが、その使途は市町に委ねられることとなります。そのため、森林環境譲与税(仮称)の活用については、市町としても住民に対し説明ができるようにしておく必要があります。
32	伊勢市	6. 「みえ森と緑の県民税」を活用した施策 (1)主な事業 基本方針①「災害に強い森林づくり」	河口域において、上流部から流下した流木が周辺環境の悪化をもたらすことから、流木等撤去事業の財源に「みえ森と緑の県民税」を活用しやすいようにしていただきたい。	②既に反映しているもの	左記の事業については、みえ森と緑の県民税が充当可能な事業と考えています。事業の検討段階で、農林事務所にご相談いただきたいと思います。
33	鳥羽市	2. みえ森と緑の県民税制度の継続 6. 「みえ森と緑の県民税」を活用した施策	森(山)と海は繋がっているという大きな視点が必要であり、啓発が必要である。 そのためにも、海の流木についても対象にすべきである。 また海に近い地域で納税している人にも関心を持ってもらうためにも、上記の表現は入れるべきである。	①反映するもの	制度最終案(2. みえ森と緑の県民税制度の継続)に反映させます。
34	鳥羽市	5. 平成31～35年度の制度に関する基本的な考え方 (2)「三重の森林づくり基本計画」との関係	森林を整備することで海が豊かになるという事例が全国を見ると多々ある。 この表現を「三重の森林づくり基本計画」に盛り込んではどうか。	⑤その他	事務担当課に申し伝えます。

	市町名	該当箇所	意見	対応	回答
35	鳥羽市	6. 「みえ森と緑の県民税」を活用した施策①. 基本方針1 災害に強い森林づくり 対策①土砂や流木による被害を出さない森林づくり	<p>下線のとおり追加してください。</p> <p>○対策の基本的な考え方 土砂や流木によって人家や公共施設、<u>沿岸及び漁業等</u>に被害が及ばないように洪水緩和や土砂災害防止機能等の森林の働きを発揮させるために必要な対策を進める。</p> <p>○想定事業案 ③森林内の防災施設等に堆積した土砂や流木除去 治山ダム等の施設<u>及び下流・沿岸域</u>に堆積した土砂や流木を撤去し、施設等の機能を回復する。</p>	①反映するもの	<p>対策の基本的な考え方については、制度最終案に反映させます。</p> <p>想定事業案については、「森林内の防災施設等」についての記述であることから、現在の制度案に準じ、対策⑤の想定事業案に以下を追記します。 「住民等による海岸漂着流木等の回収活動に対する支援 住民等の団体による海岸漂着流木等の回収活動を進める。」</p>
36	志摩市	4. 国が創設する「森林環境譲与税(仮称)」との関係	<p>平成31年度から新たに「森林環境譲与税(仮)」が導入されることにより、みえ森と緑の県民税との二重課税との誤解を招きかねない。パンフレットの作成等制度の周知や丁寧な説明が必要と考える。</p>	③実施にあたって参考とするもの	<p>森林環境譲与税(仮称)と県民税の目的が異なることについては、県民への丁寧な説明を行っていく予定です。 また、市町の職員を対象に、県民税と森林環境譲与税(仮称)を、地域の課題解決のために有効に活用できるよう、継続して支援する予定です。</p> <p>なお、森林環境譲与税(仮称)については、市町に直接配分されるものであり、県は県民税との有効な一体活用などのアドバイスを実施しますが、その用途は市町に委ねられることとなります。そのため、森林環境譲与税(仮称)の活用については、市町としても住民に対し説明ができるようにしておく必要があります。</p>
37	玉城町		意見無し		
38	南伊勢町		意見無し		
39	度会町		意見無し		
40	大紀町		意見無し		
41	伊賀市	5. 平成31～35年度の制度に関する基本的な考え方 (3)税を活用した事業を行ううえでの3原則	<p>森と緑を守る主旨からすると持続的な取組みも必要と考えるため、制度導入から5年経過していることから、税以前から取り組んでいる事業であっても、制度の目的に合致している事業であれば認めてもよいのではないかと。</p>	②既に反映しているもの	<p>これまでの市町交付金事業実施の3原則を見直し、税導入以前から取り組まれている事業の場合は、新たな視点を取り入れた対策とすることにより、活用できるように見直しました。 具体的に想定されている事業について、農林事務所にご相談いただくようお願いいたします。</p>
42	名張市		意見無し		

	市町名	該当箇所	意見	対応	回答
43	尾鷲市	全般	県産材の木材利用量を増やすために、需要量の多くが見込める市町外または県外への販路を拡大するための林業振興関係に活用することはできないか。	⑤その他	<p>想定される事業については、既存の交付金(地方創生関係交付金)等を活用することが望まれます。</p> <p>一方、森林・林業分野を目指すキャリア教育活動の一環としてとらえ、尾鷲ヒノキについての学習を行ったうえで、修学旅行時に首都圏で販売活動を行うといった取組であれば、県民税を活用することが可能と考えます。</p> <p>具体的に想定されている事業について、農林事務所にご相談いただくようお願いいたします。</p>
44	尾鷲市	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策①.基本方針1 災害に強い森林づくり 対策②暮らしに身近な森林づくり	<p>② 集落周辺の森林整備</p> <p>学校内の生えている木において、木の倒木などから子どもたちの安全を守るために伐採あるいは剪定などに活用することはできないのか。</p>	⑤その他	<p>これまでも学校内の樹木の選定等は行われてきたと考えられますが、例えば、校庭の樹木について学ぶ活動を行ったうえで、伐採木や剪定枝を活用した工作に取り組むなど、生きものとしての木について学び、その命を活用するといった一連の教育活動であれば、県民税を活用することが可能と考えます。</p> <p>具体的に想定されている事業について、農林事務所にご相談いただくようお願いいたします。</p>
45	尾鷲市	6.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策①.基本方針1 災害に強い森林づくり 対策①土砂や流木による被害を出さない森林づくり	④ 土砂や流木による被害を出さない森林づくりの基礎情報整備 レーザー測量や明確化により、市町内の全体の森林情報を持つことができることで、森林環境税における対象森林だけでなく、広範囲での森林情報が確保できることはありがたいが、それらのデータを活用するためのシステムの構築費及び維持費などのICT化の費用に活用できないか。	⑤その他	<p>県として、森林の基礎情報整備の一環として、航空レーザー測量を実施する予定であり、収集した情報はクラウドGISに反映させる予定です。</p> <p>また、市町独自で情報収集を行い、それらのデータを利活用するためのシステム構築を行う際に県民税を充当することは可能と考えます。</p> <p>具体的に想定されている事業について、農林事務所にご相談いただくようお願いいたします。</p>
46	紀北町		意見無し		
47	熊野市		意見無し		
48	御浜町		意見無し		
49	紀宝町		意見無し		